

令和 2 年度  
包括外部監査の結果報告書

(テーマ) 基金の管理及び運用に関する事務の執行について

令和 3 年 3 月

山形県包括外部監査人  
柴 田 真 人



<b>第1章　包括外部監査の概要</b>	1
1　監査の種類	1
2　選定した特定の事件（テーマ）	1
3　特定の事件を選定した理由について	1
4　包括外部監査の実施期間	1
5　包括外部監査の対象期間	1
6　包括外部監査の方法	2
7　包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	2
8　利害関係	2
<b>第2章　包括外部監査対象の概要</b>	3
第1　山形県の基金の状況	3
1　基金の定義・役割・分類	3
2　令和元年度に設置している基金の一覧	4
3　直近10年間の残高推移	5
4　運用の状況	7
第2　基金の事務手続	8
1　基金の管理に関する事務	8
2　基金の運用に関する事務	11
第3　監査の対象とした基金	15
<b>第3章　包括外部監査手続の概要</b>	16
1　各基金の管理について実施した手続	16
2　基金の運用について実施した手續	19
3　基金の実在性の検証	21
<b>第4章　包括外部監査の結果</b>	22
1　監査の結果及び意見について	22
2　監査要点ごとの指摘事項及び意見の分布	22

3	監査の結果及び意見（総合意見）【意見】	23
4	監査の結果及び意見（各論）の要約リスト	26
<b>第5章</b>	<b>監査の結果（各論）</b>	<b>45</b>
第1	各基金の管理	45
1	財政調整基金	45
2	県債管理基金	52
3	県有施設整備基金	56
4	土地開発基金	61
5	災害救助基金	67
6	環境保全基金	85
7	ふるさと農村地域活性化基金	91
8	介護保険財政安定化基金	97
9	森林整備地域活動支援基金	103
10	高等学校奨学基金	106
11	産業廃棄物税基金	116
12	やまがた緑環境税基金	125
13	社会貢献活動促進基金	136
14	後期高齢者医療財政安定化基金	143
15	安心こども基金	149
16	森林整備促進・林業等再生基金	154
17	再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金	159
18	農業構造改革推進基金	163
19	地域医療介護総合確保基金	167
20	若者定着支援基金	185
21	国民健康保険財政安定化基金	193

22	スポーツ振興基金 .....	198
23	健康長寿県やまがた推進基金 .....	204
24	まち・ひと・しごと創生拠点整備基金 .....	208
25	森林環境譲与税基金 .....	213
第2	基金の運用 .....	217
1	年間資金運用計画の策定 .....	217
2	山形県公金管理委員会による協議 .....	223
3	基金の繰替運用による一元運用 .....	226
4	繰替運用後歳計現金等の資金不足と一時借入金 .....	232
5	債券運用 .....	239
第3	基金の実在性の検証 .....	248
1	基金管理簿の整備状況 .....	248
2	基金管理簿上の残高の実在性 .....	248

## 第1章 包括外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

基金の管理及び運用に関する事務の執行について

### 3 特定の事件を選定した理由について

「山形県財政の中期展望」（令和 2 年 2 月）によれば、県の財政は、社会保障関係経費や公債費が高い水準で推移していること等により、多額の財源不足が生じ、調整基金を取り崩して収支の均衡を図っている状況である。

県は、厳しい財政状況の中で持続可能な財政運営を確保するため、歳入・歳出の両面から財源不足額の解消に向けた対応策を講じ、調整基金取崩しの抑制に努めている。このうち、歳入面では、基金や特別会計資金の有効活用により、令和 3 年度から令和 6 年度まで 104 億円を確保することを当面の数値目標としている。

県の基金は、平成 30 年度末時点で 24 基金存在し、残高総額は 490 億円である。当該残高は、県の平成 30 年度一般会計の当初予算規模 6,051 億円の 8 %に相当し、県の財政に占める重要性は高いものと考える。

このような状況を踏まえ、基金の管理及び運用に係る事務について合規性、充当事業の有効性、運用の効率性等の観点で監査することは意義が大きいと考え、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

### 4 包括外部監査の実施期間

令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの期間、監査を実施した。

### 5 包括外部監査の対象期間

原則として令和元年度分の執行分（必要に応じて他の年度分も対象とした。）

## 6 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ① 基金の管理及び運用に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか
- ② 基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか
- ③ 基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか
- ④ 基金の運用は効率的に行われているか

### (2) 監査手続

- ① 基金の概要について調査票による質問を実施した。
- ② 基金の管理及び運用に関する資料を閲覧するとともに、内容について所管部局にヒアリングを行った。
- ③ 基金が充当されている事業に関する資料を閲覧するとともに、内容について所管部局にヒアリングを行った。
- ④ 基金残高について、残高証明書等との照合により、実在性を検証した。
- ⑤ 該当する場合、過年度包括外部監査結果の措置状況について確認した。
- ⑥ その他監査の過程で必要と判断した手續を実施した。

## 7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 柴田 真人

### (2) 補助者

公認会計士 吉沢 公人	公認会計士 富樫 研輔
公認会計士 松田 卓也	公認会計士 浅野 和宏
公認会計士 齋藤 翔太	

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 包括外部監査対象の概要

### 第1 山形県の基金の状況

#### 1 基金の定義・役割・分類

##### (1) 基金の定義

基金は、地方自治法第241条第1項において、「特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため」の資金又は財産と規定されている。

地方自治法（昭和22年法律第67号）より抜粋

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

##### (2) 基金の役割

- ① 歳入・歳出の著しい変動に対して年度間の財源を調整する
- ② 特定の目的を持つ事業を複数年度にわたり安定的に運営する

（参考）地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と令和2年度の地方財政への対応についての意見」第二 令和2年度の地方財政への対応より抜粋

##### 1. ③地方自治体の基金

地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営等のために設けられるものである。地方自治体は例外的に認められている範囲内でしか赤字地方債を発行することができないため、歳入・歳出の変動は、基金で対応することが地方財政上の前提であり、一定水準の基金の確保は、財政運営上当然に必要なものである。

##### (3) 基金の分類

基金は、地方自治法第241条第1項の規定により、次の2種類に分類される。

積立基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金
定額運用基金	特定の目的のために定額の資金を運用する基金

## 2 令和元年度に設置している基金の一覧

県が令和元年度に設置している基金は次のとおりである。このうち、No. 4 「土地開発基金」のみが定額運用基金であり、その他は全て積立基金である。

(単位：千円)

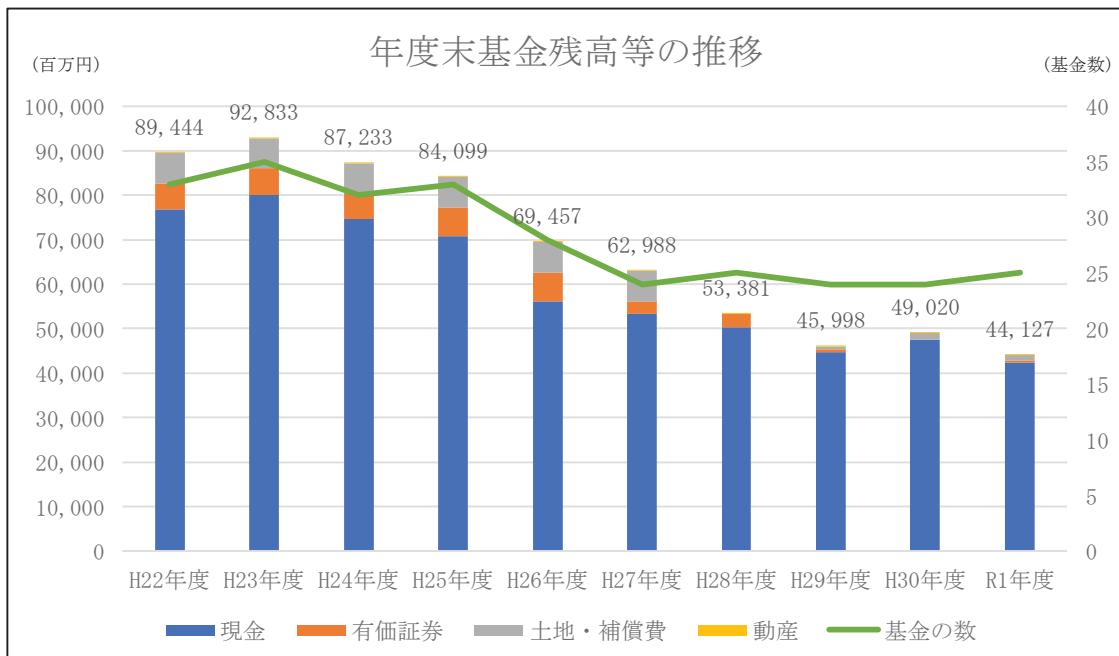
No.	基金の名称	保有区分	令和元年度末残高	造成財源			基金廃止予定年度
				一般財源	国庫	その他	
1	財政調整基金	現金	9,826,811	9,826,811			
2	県債管理基金	現金	13,800,612	13,800,612			
3	県有施設整備基金	計	2,904,475	2,904,475			
		現金	2,604,475	2,604,475			
		有価証券	300,000	300,000			
4	土地開発基金	計	6,051,825	6,051,825			
		土地	875,203	875,203			
		補償費	529,480	529,480			
		現金	4,647,142	4,647,142			
5	災害救助基金	計	540,682	540,682			
		現金	518,662	518,662			
		動産	22,020	22,020			
6	環境保全基金	現金	382,223	188,609	188,609	5,006	令和9年度
7	ふるさと農村地域活性化基金	現金	856,439	570,959	285,480		
8	介護保険財政安定化基金	現金	1,397,125	453,523	453,523	490,079	
9	森林整備地域活動支援基金	現金	8,640		8,640		
10	高等学校奨学基金	現金	766,681		766,681		
11	産業廃棄物税基金	現金	106,015	106,015			
12	やまがた緑環境税基金	現金	74,838	74,838			
13	社会貢献活動促進基金	現金	92,906			92,906	
14	後期高齢者医療財政安定化基金	現金	876,576	292,192	292,192	292,192	
15	安心こども基金	現金	276,249		276,249		令和5年度
16	森林整備促進・林業等再生基金	現金	53,512		53,512		令和2年度
17	再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金	現金	44	44			
18	農業構造改革推進基金	現金	270,308		270,308		令和6年度
19	地域医療介護総合確保基金	現金	3,961,380	1,485,335	2,470,369	5,676	
20	若者定着支援基金	現金	668,678	356,947		311,731	

(単位：千円)

No.	基金の名称	保有区分	令和元年度末残高	造成財源			基金廃止予定年度
				一般財源	国庫	その他	
21	国民健康保険財政安定化基金	現金	892,112		892,112		
22	スポーツ振興基金	現金	264,911	264,911			
23	健康長寿県やまがた推進基金	現金	6,755			6,755	
24	まち・ひと・しごと創生拠点整備基金	現金	38,217		38,217		令和2年度
25	森林環境譲与税基金	現金	9,205		9,205		
合計			44,127,218	36,917,777	6,005,097	1,204,345	

### 3 直近 10 年間の残高推移

県の平成 22 年度から令和元年度までの 10 年間に保有する基金の年度末残高（保有区分別）の推移は次の図のとおりである。



平成 22 年度には 33 基金を設置し、年度末残高として 894 億円を保有していたが、令和元年度は、基金の数が 25、年度末残高が 441 億円に減少している。

特に平成 22 年度から平成 27 年度にかけての基金の数及び残高の減少が大きいが、これらの基金の多くは、平成 20 年のリーマン・ショック、平成 23 年の東日本大震災等を受け、国が補正予算等で経済対策等を行う際に、その一環として地方自治体に対して交付された国庫補助金等を財源として設置されたものである。

この期間に事業費として充当後、廃止された基金のうち、ピーク時の年度末残高が10億円超の基金の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

基金の名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地域福祉基金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	-
障がい者自立支援対策等臨時特例基金	1,581	638	30	-	-	-
地域活性化基金	4,706	256	-	-	-	-
ふるさと雇用再生特別基金	2,144	50	-	-	-	-
緊急雇用創出事業等臨時特例基金	9,032	7,873	5,849	3,341	1,096	-
介護基盤緊急整備等臨時特例基金	2,620	267	1,576	12	12	-
介護職員処遇改善等臨時特例基金	2,687	320	345	29	1	-
地域医療再生臨時特例基金	3,907	4,659	2,851	1,307	554	-
予防接種緊急促進臨時特例基金	915	668	-	-	-	-
新雇用創出産業対策特例基金	-	4,000	2,964	2,445	-	-
再生可能エネルギー等導入促進基金	-	7,997	7,129	5,550	3,040	433
地域経済活性化基金	-	-	-	5,086	-	-
計	28,792	27,929	21,944	18,970	5,903	433

#### 4 運用の状況

県では、県資金全体での効率的運用を図るため、基金条例により繰替運用が可能な全ての基金について、歳計現金に繰り替え、会計局が一元的に運用している。

会計局が一元運用する歳計現金等は、支払準備資金については普通預金により、支払準備資金を超える余裕資金については主として定期性預金により運用されている。

また、長期の運用が可能な基金については、基金所管部局がその一部を債券により運用している。

平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」より抜粋

##### 1 一元運用の趣旨

県が設置する基金の運用については、運用原資の大ロット化によるより有利な運用、ペイオフ発生時の迅速かつ効果的で統一的な対応、歳計現金が不足する場合に発生する一時借入の最小化などの観点から、本県資金全体での効率的運用を図るため、各基金のうち可能なものについては歳計現金への繰替等により、会計局が一元的に運用する。

平成 22 年度から令和元年度までの 10 年間の預金（繰替運用を含む）及び債券運用に係る年度平均残高並びに運用利息の推移は次のとおりである。

	年度平均残高（百万円）			運用利息(B) (千円)	利回り (B/A)
	預金	債券	合計(A)		
平成 22 年度	67,849	2,337	70,186	89,367	0.127%
平成 23 年度	65,281	5,944	71,225	105,032	0.147%
平成 24 年度	64,900	5,804	70,704	109,519	0.155%
平成 25 年度	62,215	6,512	68,727	72,436	0.105%
平成 26 年度	71,500	6,531	78,031	80,528	0.103%
平成 27 年度	64,447	6,271	70,718	90,894	0.129%
平成 28 年度	57,369	2,966	60,335	25,569	0.042%
平成 29 年度	53,605	1,116	54,721	22,455	0.041%
平成 30 年度	47,772	52	47,824	8,823	0.018%
令和元年度	40,028	7	40,035	4,857	0.012%

## 第2 基金の事務手続

### 1 基金の管理に関する事務

#### (1) 設置

基金は、法律で設置が義務付けられているもののほかは、特定の目的をもって条例で定めることにより設置される。

なお、法律で設置が義務付けられている基金として、財政調整基金（地方財政法）と災害救助基金（災害救助法）がある。

地方自治法（昭和22年法律第67号）より抜粋（再掲）  
(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

地方財政法（昭和23年法律第109号）より抜粋  
(地方公共団体における年度間の財源の調整)

第4条の3 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき、又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別法人事業譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）より抜粋

（災害救助基金）

第 22 条 都道府県等は、前条第 1 項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

## （2）積立て・取崩し

基金及び基金運用益の積立ては、毎会計年度の予算に計上したうえで実施する。なお、基金の運用益を基金に編入するかは基金条例で定められている。

基金の取崩しは、設置条例で定めた特定の目的に充当する場合のみ可能である。なお、基金から直接、目的事業に充当するのではなく、基金から一般会計に繰り出した上で充当することとなる。

県では、積立て・取崩しに関する具体的な事務手続については、会計局会計課資金出納担当が作成した「基金管理マニュアル」及び「基金管理マニュアル付録（基金所管課の手続きについて）」に基づき実務を行っている。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋

（基金）

第 241 条

3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

## （3）財産管理

基金に属する現金及び債券については、歳計現金の出納・保管と同様、会計課が出納・保管を行い、毎月「基金受払表」を作成して管理している。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋

（基金）

第 241 条

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

山形県財務規則（昭和 39 年 3 月 23 日山形県規則第 9 号）より抜粋

## 第 10 章 基金

### （基金受払表の作成）

第 197 条の 8 会計管理者は、毎月、基金受払表（様式第 132 号の 8）を作成し、これを整理しておかなければならない。

### （4）決算

基金所管部局長は、会計年度の状況について「基金に関する調書」を作成し、翌年度の 6 月 20 日までに会計管理者に提出する。

また、定額運用基金については、毎年 3 月 31 日現在における「基金運用状況調書」を作成し、翌年度の 6 月 10 日までに知事及び会計管理者に提出する。当該調書は、県監査委員の審査意見を付して議会に提出することとなる。

山形県財務規則（昭和 39 年 3 月 23 日山形県規則第 9 号）より抜粋

## 第 10 章 基金

### （基金に関する調書の提出）

第 197 条の 6 部局長は、毎会計年度その主管に属する基金に関する調書（様式第 132 号の 6）を作成し、翌年度の 6 月 20 日までに会計管理者に提出しなければならない。

### （基金運用状況調書の提出）

第 197 条の 7 部局長は、定額の資金を運用するため設置した基金については、毎年 3 月 31 日現在における基金運用状況調書（様式第 132 号の 7）を作成し、翌年度の 6 月 10 日までに知事及び会計管理者に提出しなければならない。

### （5）廃止

基金を廃止する場合は、条例を廃止したうえで、廃止した日付で基金残高の全てを取り崩し、一般会計に繰り戻す。

## 2 基金の運用に関する事務

### (1) 運用に関する基本的な方針

基金の運用について、地方自治法で、「確実かつ効率的に運用しなければならない」ことが規定されている。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋

（基金）

第 241 条

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

また、県では、基金を含む県資金の運用に関する基本的な事項を定める「山形県資金管理方針」を策定している。この中で、「第 3 基本方針」において、県資金の運用は「最も確実かつ有利な方法によらなければならない」と定め、県資金の運用においては、安全性を最も優先し、十分な流動性を確保した上で、可能な限り収益性の確保に努めることを規定している。

山形県資金管理方針（平成 28 年 3 月 24 日改正）より抜粋

第 3 基本方針

1 県資金の運用においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等法令の規定に基づき、最も確実かつ有利な方法によらなければならない。

2 県資金の運用に当たる職員は、善良な管理者としての注意を払いながらその職務を果たさなければならない。

3 県資金の運用においては、次の方針に基づき判断するものとする。

（1）安全性

資金運用においては、元本の安全性を確保することを最も優先する。

（2）流動性

各資金の性格に応じて、歳計現金等による支払及び基金の取崩等に支障のないよう、十分な流動性を確保する。

（3）収益性

安全性及び流動性を確保したうえで、可能な限り収益性の確保に努める。

その上で、「山形県資金管理方針」第6において、基金運用の基本原則を次のとおり規定し、将来の取崩しに支障のない範囲内で、1年以上の運用が可能な資金については債券による運用を優先することとしている。

山形県資金管理方針（平成28年3月24日改正）より抜粋

## 第6 資金運用の基本原則

### 2 基金

#### （1）債券による運用

- ① 基金は、基金計画に基づき将来の取崩に支障のない範囲内で、1年以上の運用が可能な資金については、債券による運用を優先する。
- ② 債券による運用は、担当部局が会計局と連携しながら行う。

#### （2）繰替運用

支払準備資金の安定的な確保と基金の効率的な運用、さらには基金の保全を図るため、知事が必要と認める基金は歳計現金への繰替運用を行う。

#### （3）預金による運用

- ① 債券及び繰替による運用を行わない基金については、預金により運用する。
- ② 知事が必要と認める場合は、基金の預金による運用を会計管理者に依頼する。

## (2) 基金計画の策定

会計局では、毎年度、翌年度1年間及び将来10年間における基金の積立て及び取崩しに関する計画（以下、「基金計画」という。）を策定する。

基金計画を策定するため、各基金所管部局は、「翌年度基金額積立・取崩計画書」及び翌年度以降10年間の「基金額推移計画書」を会計局に提出する。

会計局は、基金計画及び別途作成する「歳計現金等収支計画」に基づき、毎年度、翌年度における「年間資金運用計画」を策定して、山形県公金管理委員会の協議に付し、承認を得ている。

山形県資金管理方針（平成28年3月24日改正）より抜粋

### 第5 資金計画等の策定

#### 2 基金計画

（1）原則として、毎年度、翌年度1年間及び将来10年間における基金の積立て及び取崩しに関する計画（以下、「基金計画」という。）を策定する。

ただし、基金計画の内容に大きな変更があった場合等には、必要に応じて当該計画を変更するものとする。

（2）基金計画は、各基金の担当部局が財政担当部局と調整のうえ会計局に計画書を提出し、会計局が整理する。

#### 3 年間資金運用計画

歳計現金等収支計画及び基金計画に基づき、毎年度、翌年度における年間資金運用計画を策定する。

ただし、歳計現金等収支計画又は基金計画の変更、若しくは市場金利の大きな変動等があった場合においては、必要に応じて当該計画を見直すものとする。

平成24年3月29日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」より抜粋

### 4 一元運用のための手続き

#### （2）基金額積立・取崩計画書及び変更報告書

① 効率的な資金運用を可能とするため、毎年2月末日までに、基金所管部局から会計局に対して様式3の「翌年度基金額積立・取崩計画書」及び様式4の翌年度以降10年間の「基金額推移計画書」を提出する。

② 基金所管部局は、当初提出した翌年度の基金額積立・取崩計画に変更が生じる場合は、速やかに（前月25日又は2週間前のいずれか早い日まで）様式5の「基金額積立・取崩計画変更報告書」を会計局に提出する。

### (3) 基金運用

基金に属する現金で債券運用を行う場合、基金所管課、財政課及び会計局会計課が債券運用可能額及び期間について事前に協議を行った上で、実行する。この場合の具体的な事務手続については、会計局会計課が作成した「債券購入事務手続き要領」で規定している。

歳計現金への繰替運用を行う場合には、基金所管部局から会計局に対して「基金に属する現金の繰替運用依頼書」を提出して依頼する。

会計局では、年度始めに依頼を受けた基金積立額を歳計現金の口座へ移して歳計現金と一体的に管理し、歳計現金等として、次の基本原則に基づき運用する。

山形県資金管理方針（平成28年3月24日改正）より抜粋

## 第6 資金運用の基本原則

### 1 歳計現金等

#### (1) 支払準備資金としての預金

歳計現金等の効率的な管理・運用を考慮し、支払準備のために確保しておくことが適当な資金額（以下、「支払準備資金」という。）については、指定金融機関及び指定代理金融機関への預金により運用する。

#### (2) 余裕資金の運用

① 支払準備資金額を超える資金（以下、「余裕資金」という。）が2週間以上見込まれる場合には、年間資金運用計画の範囲内で、預金又は債券により運用する。

② 余裕資金を預金により運用する場合は、選定された金融機関に対し預金利率の提示を求め、原則として利率の高い順に決定する入札により行うことを原則とする。

ただし、余裕資金の運用額及び運用期間を事前に判断することが困難な場合、又は金融情勢が不安定な場合等においては、入札によらず指定金融機関等への預金により運用できるものとする。

#### (4) 繰替運用の利息

会計局では、繰替運用を行っていた基金について、年度末に運用利息とあわせて、歳計現金の口座から基金に戻している。

繰替運用利息の計算方法は平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」で定められており、原則として、繰替運用基金額の年度中平均残高に歳計現金等の年間平均運用利回りを乗じて計算される。

平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」より抜粋

### 3 繰替運用の利息

#### (1) 適用利率

適用する利率は、原則として会計局が行う歳計現金等の年間平均運用利回り（年度途中に廃止される基金については、廃止までの期間で計算された平均運用利回り）とする。ただし、金利情勢の変動等の要因により、適用利率を見直す必要が生じた場合は、関係部局と会計局が協議のうえ決定する。

#### (2) 繰替残高及び期間

利息算定の基礎となる繰替残高及び繰替期間は、年度途中の積立や取崩による変動に応じたものとする。

#### (3) 利息の支払時期

基金への繰替運用利息の支払は、原則として年度の末日に行う。ただし、年度途中での利息支払が必要な場合は、関係部局と会計局が協議のうえ決定する。

### 第3 監査の対象とした基金

令和元年度に設置している全ての基金について監査の対象とした。

## 第3章 包括外部監査手続の概要

### 1 各基金の管理について実施した手続

#### (1) 基金概要の把握

概要を把握するため、基金所管部局に対し、次の調査票により回答を依頼した。なお、各基金の概要説明は、当該調査票の回答結果に基づき作成している。

(事前調査票の調査項目)

No.	調査項目		
1	基金の概要	①基金の名称	⑦基金の種別（積立基金/定額運用基金）
		②所管部課	⑧基金当初造成額
		③根拠法令等	⑨基金当初造成時財源
		④造成年月日	⑩基金造成後積立財源
		⑤造成目的	⑪事業概要
		⑥造成期間	⑫予算計上会計
2	過去5年間の保有区分（預金、債券、不動産等）別残高内訳		
3	過去5年間の積立額・取崩額の内訳		
4	過去5年間の運用益、年度期中平均残高、利回り		

#### (2) 監査要点に基づく事前ヒアリング

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、基金所管部局に対して、「② 事前質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

#### ① 依頼資料

No.	依頼資料
1	基金条例、基金の管理及び運用に関する規程、要綱、要領等
2	令和元年度の基金積立・取崩事務に係る簿冊の一覧
3	中長期的な事業充当に関する計画等（ある場合）
4	令和元年度の基金充当事業（事業名、決算額、財源）に関する一覧
5	令和元年度の各充当事業の概要が分かる資料
6	令和元年度の基金充当事業に関する簿冊の一覧

② 事前質問事項

No.	質問事項
	(監査要点①) 基金の管理及び運用に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか
1	基金所管部局における基金の積立・取崩に関する事務の流れをお教えください。
2	積立・取崩に関する事務の実施場所、積立・取崩に関する書類・簿冊等の保管場所をお教えください。
3	基金の対象である財産（預金通帳、証書等）の保管及び資産保全の方法についてお教えください。

	(監査要点②) 基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか
1	基金の①積立方針、②取崩方針、③積立目標額及び④その根拠、目標額と現状に大きな乖離がある場合には⑤今後の方針をお教えください。
2	基金の造成目的・意義について、造成当初と現在で状況に変化は生じていませんか。
3	当基金について、担当部課として課題と考える事項がございましたらお教えください。

	(監査要点③) 基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか
1	基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針をお教えください。
2	令和元年度に充当事業がない場合又は使用実績が乏しい場合、その理由と今後の基金活用又は運用に関する方針等をお教えください。
3	各基金充当事業の実施場所、事業に関する書類・簿冊等の保管場所をお教えください。

(3) 各基金及び基金充当事業の性質に応じた個別ヒアリング

原則として、令和元年度に係る事務を対象として、基金及び基金充当事業の性質に応じて、質問・資料閲覧等の手続を実施した。なお、実施した具体的な手続は、第5章第1「各基金の管理」において、それぞれ記載している。

#### (4) 過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

##### ① 平成 20 年度包括外部監査結果に対する措置状況

平成 20 年度包括外部監査のテーマは「県有財産の有効活用」であった。このうち、当年度のテーマと関連する「土地開発基金」に係る意見について、県では、令和 2 年 5 月 13 日に措置済みと報告している。

令和元年度に土地開発基金で保有している土地について、同様の意見の対象となるものはあるかという観点で質問及び関連資料の閲覧を行った。

##### ② 平成 25 年度包括外部監査結果に対する措置状況

平成 25 年度包括外部監査のテーマは「歳入に関する事務の執行について」であった。このうち当年度のテーマと関連する「産業廃棄物税基金」に係る意見について、県では、平成 27 年 12 月 3 日に措置済みと報告している。

当該措置が令和元年度において反映されているかという観点で質問及び関連資料の閲覧を行った。

## 2 基金の運用について実施した手続

### (1) 基金所管部局に対するヒアリング

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

#### ① 依頼資料（いずれも令和元年度の運用にかかるもの）

No.	依頼資料
1	基金に属する現金の繰替運用依頼書 又は 基金の預金運用依頼書
2	翌年度基金額積立・取崩計画書
3	翌年度以降 10 年間の基金額推移計画書
4	基金額積立・取崩計画変更報告書（変更が生じた場合）

#### ② 質問事項

No.	質問事項
(監査要点④) 基金の運用は効率的に行われているか	
1	基金の繰替運用による一元運用のために基金所管部局が作成する「翌年度基金額積立・取崩計画書」、「基金額推移計画書」の作成・決定の流れをお教えください。
2	令和元年度の基金積立・取崩計画書について、平成 30 年度と大きな変更はありましたか。また、令和 2 年度以降大きく変更する予定はありますか。
3	「山形県資金管理方針」によれば、基金は債券による運用/繰替運用/預金による運用が可能となっています。 ①運用方法の選択、運用額・運用期間の決定はどのように行われているかお教えてください。 ②近年、債券による運用の割合が低いように見受けられますが、その理由をお教えてください。

(2) 基金の繰替運用による一元運用を担当する会計部局に対するヒアリング

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

さらに、閲覧した資料及び質問に対する回答を踏まえて追加の手続を実施した。なお、実施した具体的な手続は、第5章第2「基金の運用」に記載している。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	歳計現金等収支計画
2	基金計画
3	年間資金運用計画
4	令和元年度における基金運用に関する簿冊の一覧
5	令和元年度運用に係る山形県公金管理委員会議事録
6	令和元年度分の基金受払表（毎月分）
7	令和元年度の定期性預金による運用一覧（要約）
8	令和元年度の定期性預金による運用に係る書類（預入額・預入期間の決定、入札・見積合わせ、購入に係る書類等）
9	令和元年度の債券購入に係る書類
10	令和元年度の一時借入に係る書類
11	令和元年度の金融機関からの日報
12	令和元年度の「金融機関の経営状況に関する情報」の把握、評価等に関する資料

② 質問事項

No.	質問事項
(監査要点④) 基金の運用は効率的に行われているか	
1	令和元年度の基金運用について、運用方針の決定・資金計画等の策定・実行・繰替運用利息の支払に関する業務の流れをお教えください。
2	運用方針について、直近10年間の経過及び令和元年度の方針についてお教えください。また、令和2年度以降、大きな変更がありましたらお教えください。
3	「山形県資金管理方針」によれば、債券による運用は所管部局が会計局と連携しながら行うこととされていますが、どのような形で連携されているかお教えください。また、助言・提案等を行われている場合、その内容をお教えください。
4	県資金全体での効率的運用を図る一環として、歳計現金が不足する場合に発生する一時借入の最小化のために取り組まれている施策・工夫についてお教えください。

No.	質問事項
5	平成 27 年度から令和元年度までの繰替運用の利息額及び適用利率を基金別にお教えください。
6	一時借入の借入先の決定方法をお教えください。
7	平成 27 年度から令和元年度までの一時借入の利息額及び適用利率を借入先別にお教えください。
8	令和元年度運用に係る山形県公金管理委員会の開催状況、メンバー構成をお教えください。
9	山形県財務規則に定める「基金受払表」の作成の流れをお教えください。
10	「令和元年度 歳計現金等の状況」における繰替運用後歳計現金残高の増減の内容についてお教えください。
11	令和元年度の一時借入の際、指定金融機関及び指定代理金融機関からの当座借越より有利（低金利）な資金調達がないか検討されておりましたら、検討の状況をお教えください。
12	「資金管理方針」に基づく金融機関の経営状況の把握について、どのように情報収集し、評価されているのか、令和元年度の資料に基づきご説明ください。

### 3 基金の実在性の検証

令和2年3月31日時点の「基金受払表」における基金残高について、金融機関が発行した県公金出納日報・残高証明書等の書類、及び証券会社が発行した債券に係る残高証明書と照合し、実在性を検証した。

## 第4章 包括外部監査の結果

### 1 監査の結果及び意見について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果については、特段の断りがない場合は、令和3年2月末現在での判断に基づき記載している。

### 2 監査要点ごとの指摘事項及び意見の分布

監査の要点	指摘事項	意見	関連する総合意見
① 基金の管理及び運用に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか	1 件	1 件	
② 基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか	1 件	9 件	(1)
③ 基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか	計 8 件	計 19 件	
補助事業に係るもの	4 件	9 件	
物品管理に係るもの	2 件	3 件	
貸付事業に係るもの	1 件	4 件	
契約方法に係るもの	1 件	2 件	
その他	0 件	1 件	
④ 基金の運用は効率的に行われているか	0 件	9 件	(2)、(3)、(4)
	合計	10 件	38 件
			4 件

### 3 監査の結果及び意見（総合意見）【意見】

総合意見とは、各基金の管理及び基金の一元運用について個別に検討した結果、複数の基金に共通した意見等を踏まえて、基金の管理及び運用に係る業務全般について改善又は検討を要すると判断した事項である。

#### 《基金の管理に係る総合意見》

##### (1) 基金充当事業の今後の実施見込みに基づく基金残高の見直しについて

各基金について個別に検討した結果、次のような基金が認められた。

- 基金充当事業による今後の使用見込みが現時点で定まっていない基金
- 現時点での今後の使用見込みに比して基金残高が過大と思われる基金
- 設置目的のための特定の充当事業がない基金

基金の役割は、年度間の財源調整を目的とする財政調整基金を除いて、特定の目的を持つ事業を複数年度にわたり安定的に運営することである。しかし、上記のような基金は、設置後の状況変化や基金充当事業の実施見込額の変動等により、特定の目的のための積立ての中に有効に活用されない部分が含まれ、言わば、財源調整目的の資金が混在している状況であると考える。

厳しい財政状況下で限られた財源を有効に活用するためには、特定の目的のための積立てに有効に活用されない部分が含まれている場合には、その部分も一般財源に含めて検討し、県の事業全体の中から優先順位が高いものに充当するべきであり、上記のような基金については特定の目的や使用見込みが具体化した時点で改めて計画的な積立てを検討することが望ましいと考える。

以上より、基金充当事業による今後の使用見込みが不明、必要額に比して基金残高が過大、又は特定の充当事業がないような場合で、かつ一般財源により造成されている基金については、特定の目的を持つ事業の必要額として明確な金額を上回る部分について、いったん一般会計に繰り戻すことを検討されたい。

## 《基金の運用に係る総合意見》

### (2) 歳計現金への繰替えによらない一元運用の実施検討について

令和元年度において、年間平均残高ベースで 457 億円の基金が歳計現金に繰り替えられて支払準備資金として使用され、支払準備資金額を超える部分については余裕資金として預入期間 9か月以下の定期性預金により運用されている。

基金については、地方自治法第 241 条第 2 項では、設置目的のために充当したうえで、確実かつ効率的に運用しなければならないことが規定され、「山形県資金管理方針」第 6. 2 (1)において、「基金は、基金計画に基づき将来の取崩に支障のない範囲内で、1 年以上の運用が可能な資金については、債券による運用を優先する」ととされているが、実際は、事業充当していない部分は資金繰りの不足に優先して充当されているのが現状であると考える。

この原因として、主に次の 2 つが考えられる。

- ① 基金所管部局においては、厳しい財政状況下で中長期的な事業実施の見通しが困難であり、いつでも取り崩すことができるようにしておきたいと考え、所管部局単独で債券による運用を検討する誘因は働きにくい。
- ② 支払資金の確保を担う会計局としても、出納に係る責任を有する立場から、繰替運用に頼らざるを得ない非常に厳しい資金繰りの状況下で安全確実な支払いを確保するため、運用の効率性を考慮しつつ、安全性、流動性を優先しておきたいと考える。

しかし、このまま基金の繰替えに依存した資金繰りを続けることは安全ではないと考える。基金中期計画によれば、令和 5 年度には 239 億円に減少する見込みであり、また、「介護保険財政安定化基金」「後期高齢者医療財政安定化基金」「国民健康保険財政安定化基金」等いつ取崩事由が発生するかが予見できない基金もあり、突然想定しない資金不足が発生する可能性もあるためである。

よって、資金繰りについては、歳入と歳出のタイミングのズレの改善や一時借入の実施、歳入水準に見合った歳出の選択等により対応し、基金は、基本的には別個に効率的運用を検討することが適切であると考える。

具体的には、基金について、「山形県資金管理方針」第 6 において運用の基本原則として「基金担当部局による債券運用」、「歳計現金への繰替による一元運用」、「基金担当部局による預金運用」の 3 つが示されているが、それらに加えて「歳計現金への繰替をしない“基金プール”における一元運用」について検討されたい。

基金の性質として中長期的な運用が適切ではない基金は歳計現金に繰り替えて資金繰りに活用し、その他の部分については、“基金プール”に集約し、基金の中長期的な見通しに基づいて、全体で最も有利となる調達と運用を一元的に検討することが有用と考える。

### (3) 知識・ノウハウの習得と外部人材活用の検討について

前述した「基金の歳計現金への繰替によらない一元運用」において、県全体にとって最も有利となる運用と調達を検討する担当組織として、これまで同様、山形県公金管理委員会の公金の管理・運用に関する実務的な作業等を行う「公金管理班」が適切であると考える。運用と調達を一元的に管理するには、予算・財政や起債管理などを担う部局と支払資金の確保を担う部局が協力することが必要であり、公金管理班はこれらを担当する財政担当部局や会計局等により構成されているためである。

ただし、ラダー型運用による債券運用や他の地方自治体の取組みで挙げられている債券を利用した資金調達（債券の売り現先）等について、県ではこれまで実績がないため、これらの知識・ノウハウを習得し、かつ中長期となる運用期間にわたり運用方針を継続していく必要があると考える。

よって、他の先進的な地方自治体への訪問や、債券運用や資金調達に関する専門的な知見を有する外部人材を「公金管理班」のアドバイザーとして招聘するなどにより知識・ノウハウを習得するとともに、定期的な人事異動があつても中長期の統一した運用・調達方針を継続できる組織体制の整備について検討されたい。

### (4) 今後の事業見込みと整合した「基金額推移計画書」の作成について

基金所管部局は、毎年、翌年度以降 10 年間の「基金額推移計画書」を作成して、会計局に提出している。しかし、複数の基金で、実態又は提出時点での最新の事業見込みと整合していない「基金額推移計画書」が作成されていた。

会計局では、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して基金計画を策定し、これに基づき年間資金運用計画を策定している。令和元年度資金運用計画における基金計画によると、平成 30 年度末の基金残高 449 億円が令和 5 年度末に 239 億円となる見込みであり、令和元年度に平均残高ベースで 457 億円が歳計現金に繰り替えられ支払準備資金等として使用されている状況で、基金計画が最新の将来見通しを反映しておらず、実態と大きく乖離している場合には、資金繰りに重大な懸念が生じる可能性がある。

また、基金の効率的な運用の一環として債券による運用を検討する場合には、実態と乖離した基金計画に基づき債券運用を行った結果、事業実施のための基金取崩しにより中途売却せざるを得ない状況が生じ、元本を下回る金額で償還される可能性もあり得る。

よって、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、基金所管部局は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した今後の事業見込みと整合した「基金額推移計画書」を作成する必要がある。

## 4 監査の結果及び意見（各論）の要約リスト

(監査要点①) 基金の管理及び運用に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか

### (1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>3 基金の繰替運用による一元運用</p> <p>① (土地開発基金)「基金に属する現金の繰替運用依頼書」の作成について</p> <p>当基金に属する現金について、会計管理者により歳計現金と一体として保管され、運用として支払準備資金及び一元運用資金にあてられている。県では、歳計現金への繰替えは行われておらず繰替運用に該当しないと判断しているが、運用の実態は基金の繰替運用である。基金の運用については基金所管部局が実施するものであり、会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」によれば、繰替運用を行う場合は、基金所管部局から会計局に対して「基金に属する現金の繰替運用依頼書」を提出することが規定されているが、提出されていなかった。</p> <p>県は、規定に基づき当該依頼書を作成する必要がある。</p>	p. 228

### (2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>5 災害救助基金</p> <p>⑦ 基金の管理及び運用にかかる規則等の設定について</p> <p>内閣府では災害救助事務取扱要領に災害救助基金に係る規則を定めることを促しているが、県では特段の規則を定めていない。</p> <p>県は災害救助基金について内閣府が求める設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いを規定した規則等を順次設置すべきである。</p>	p. 84

(監査要点②) 基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか

(1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	5 災害救助基金  ① 災害救助法が定める基金最少額の積立てについて  災害救助法が定める基金最少額については、内閣府に確認したところ、年度当初の時点で充足する必要があるが、県では、過去4年間にわたり最少額を充足していなかった。  よって、県は災害救助法が定める基金の最少額以上の積立をする必要があったにもかかわらず、4年間にわたり不足とした事務は改善すべきである。	p. 72

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	1 財政調整基金  ① 調整基金の適正規模としての目標設定と計画的な積立ての必要性  県では、当基金について残高目標を設定しておらず、決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立てを行うこととしている。  県は、過去の災害等の際の取崩実績、標準財政規模の一定割合、災害等の非常時に国の支援が入るまでの期間を県単独で対応するための最低必要見積額などを参考に、適正規模としての積立目標を設定したうえで、計画的に積み立てていくことが必要であると考える。	p. 49
2	3 県有施設整備基金  ① 基金必要額の見込みに基づく計画的な積立ての実施について  基金残高について具体的な充当事業の実施時期や所要額の積算等は行われておらず、基金の規模が適正であるかは明確となっていない。  よって、県は県有施設の建替え及び改修に係る将来見通し額を算定し、その財源について検討したうえで基金必要額を明確にし、計画的に積み立てることによって将来の大規模な改修や建替えに備えるべきである。	p. 59

意見の要約		参照頁
3	4 土地開発基金  ① 基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻しについて  当基金の充当事業は、現在、国土交通省が主体となって行う国道用地の取得のみであり、令和元年度末残高 60 億円は事業の実施見込額に比して過大ではないかと考える。  県は当該事業に係る今後の計画に基づき基金の必要額を算出し、これを上回る部分については一般会計への繰戻を検討すべきである。	p. 65
4	7 ふるさと農村地域活性化基金  ① 基金の有効活用に向けた国への働きかけの継続について  農林水産省農林振興局が定めた実施要領において各年度の基金取崩額が前年度末基金残高の 3 %までに制限されているため、取崩実績に比して基金残高が多額となっている。  県は、事業実施上 3 %では不十分である旨を国のアンケートで回答しており、同様の状況にある他県と連携し、取崩制限の緩和に向けた国への働きかけを継続することが必要である。	p. 94
5	10 高等学校奨学基金  ① 基金をより有効に活用する施策の検討について  育英奨学金の申請者数、貸与者数は減少傾向にあるが、独立行政法人日本学生支援機構からの交付金及び貸与者からの返還金により積み立てられた基金残高は増加傾向にある。  県は、当基金のより有効な活用を図るため、一定数の申請者を確保するための具体的な施策(例えば貸与要件の緩和や貸与金額の増額等)の検討、充当事業に係る今後の必要額の見通しに基づいた適正な基金規模の見直し等について長期的な視点から検討を行っていくことが望ましい。	p. 111
6	11 産業廃棄物税基金  ① 将来の支出計画を踏まえた基金残高に関する管理方針の設定について  基金残高の推移から、将来の支出計画を踏まえた基金の適正水準に関する管理方針に基づき、計画的・能動的な基金管理が行えているとは言えない。  よって、産業廃棄物税評価・検証委員会などで第三者の意見を伺う機会も活用して、県として基金残高に関する管理方針を設けることを検討されたい。	p. 121

意見の要約		参照頁
7	<p>17 再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金</p> <p>① 基金で整備した設備の将来の更新投資について</p> <p>基金活用事業で整備した再生可能エネルギー発電設備等に係る将来の更新投資の計画は立てられていない。</p> <p>設備によっては数億円の投資を行った事例もあるため、更新投資に必要な財源を確保するため、県全体として計画的に検討が必要である。</p>	p. 162
8	<p>19 地域医療介護総合確保基金（県単独分）</p> <p>① 設置目的のための特定の充当事業がない基金の一般会計への繰戻しについて</p> <p>当基金には、特定の目的を達成するための明確な基金充当事業がなく、地域医療・介護の総合的な確保の推進に従事する健康福祉部の給与費（一般職員費）の一部に充当されている。</p> <p>基金の設置目的を達成するための明確な基金充当事業がない場合には、県の事業全体の中から優先すべきものに充当するため、一般会計へ繰り戻すことを検討されたい。</p>	p. 183
9	<p>22 スポーツ振興基金</p> <p>① 事業見込みに基づく基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻しについて</p> <p>基金残高について、現時点における今後の使用見込みに比して過大となっている。</p> <p>県は、事業実施見込みに基づき基金の適正規模について見直しを図り、必要額として明確な金額を上回る部分について、いったん一般会計に繰り戻すことを検討されたい。</p>	p. 201

(監査要点③) 基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか

### 補助事業に係るもの

#### (1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	7 ふるさと農村地域活性化基金  ② 実績報告に係る書類記入の徹底と適切な効果測定の実施について  当基金の充当事業である「有害鳥獣被害防止対策推進事業」において、補助金交付要綱で提出を求める書類に不備があり、適切な効果測定が実施されていない。  よって、県は効果測定にとって重要な情報である「被害軽減効果」を必須の回答項目として定め、記載要領や記入例を示した上で、各市町村へ周知徹底することで、適切な効果測定を実施するための情報を収集できる環境を整えることが必要である。	p. 95
2	12 やまがた緑環境税基金  ② 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員が代表を務める会社への業務委託）  当基金の充当事業である「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員が代表を務める会社への物品購入代の支払いに対して補助金が交付されていた。  特定の個人が代表を務める会社は個人の意思で経営の意思決定を行えるため、法人と個人を一体として捉えることが適切である。また、県は物品の購入代と認識しているが、その実態は業務委託である。  よって、県は、補助対象外経費の判断にあたり、経費の実態を把握するとともに、「事業実施主体構成員」の範囲に、個人だけでなく当該個人が代表を務める法人を含めて判断すべきであり、当該認識について事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。	p. 129

指摘事項の要約		参照頁
3	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>③ 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員に対する手数料）</p> <p>当基金の充当事業である「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員に対する手数料に対して補助金が交付されていた。</p> <p>県は、補助対象事業者に対して改めて補助対象経費の範囲を周知するとともに、事業実績報告時の検査の厳格化を行うように、事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。</p>	p. 131
4	<p>19 地域医療介護総合確保基金（介護分）</p> <p>① 地域密着型介護施設等整備交付金及び介護施設等開設準備交付金に係る仕入控除税額の確認について</p> <p>当基金の充当事業である「地域密着型介護施設等整備交付金」及び「介護施設等開設準備交付金」において、交付要綱で報告を求める仕入控除税額に関する報告が未了の事業者が存在した。</p> <p>県は、返還金額の有無にかかわらず、補助対象事業者より漏れなく報告が上がっているかを確認・管理していく必要がある。</p>	p. 180

## (2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>6 環境保全基金</p> <p>① 現地調査チェックシートの確認項目への具体例の追加について</p> <p>当基金の充当事業に係る実績報告の現地調査で使用する所管部作成の「現地調査チェックシート」について、人事異動等があっても職員が適正な水準で実施できるように、チェック項目をさらに具体化する必要があると考える。</p> <p>県は、チェック項目ごとに具体的に確認する観点を例示することで現地調査の有効性を確保する見直しを検討されたい。</p>	p. 89

意見の要約		参照頁
2	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>④ 補助金交付先の募集方法の見直しについて</p> <p>当基金の充当事業である「みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、当該事業に関する募集チラシを作成し、県施設などに配架しているが、実際に当事業に応募する団体は、全体の8割超が過去に同補助金の交付を受けたことがあり、新たに応募した団体は残りの2割程度である。また、直近過去3年度では年々応募数も減少している状況である。</p> <p>県は、より多くの県民から提案を受けることができるよう、募集方法の見直しについて検討されたい。</p>	p. 131
3	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>⑤ 補助金交付申請に係る関連書類の徴収徹底について</p> <p>当基金の充当事業である「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」では、補助金交付対象経費の現地調査にあたり、補助金交付団体の役員や会員等を把握する必要があるため、役員名簿や会員名簿を入手しているが、2件の補助金で役員名簿もしくは会員名簿の入手が漏れていた。</p> <p>よって、補助金交付にあたり必要な書類の徴収を徹底するように庁内に周知するとともに、申請時点で役員名簿もしくは会員名簿等を提出必須書類として位置づけるなど、募集方法の改善を検討されたい。</p>	p. 133
4	<p>13 社会貢献活動促進基金</p> <p>① 基金制度推進事業費残高の有効活用について</p> <p>当基金の充当事業である「社会貢献活動促進事業」に対する県民等からの寄附金の一定割合を基金制度推進事業費として別管理しているが、当該制度推進事業に係る収入と支出とがバランスしている結果、過去5年間にわたり基金制度推進事業費残高が約8百万円とほぼ一定で推移している。</p> <p>県は、今後の明確な基金制度推進事業による取崩予定額を上回る部分については、「特定非営利活動法人その他の社会貢献活動を行う団体への支援」に充当して解消すべきである。</p>	p. 140

意見の要約		参照頁
5	<p>15 安心こども基金</p> <p>① 市町村との連携による基金の有効活用について</p> <p>当基金の充当事業である「保育所等緊急整備事業費補助金」と国庫補助制度の利用実績を比較すると、国庫補助制度の方が多い状況となっている。</p> <p>保育所等の管轄は各市町村であるが、県は県全域で待機児童が出ないよう支援することが求められる。県は、県民全体のニーズを満たしているかを把握し、県全体での観点で必要と判断される案件について、市町村との連携を図り、基金を計画的かつ効果的に活用していくことが望ましい。</p>	p. 152
6	<p>19 地域医療介護総合確保基金（医療分）</p> <p>① 病床機能分化連携推進事業による導入設備の定期的な状況確認の実施について</p> <p>当基金の充当事業である「病床機能分化連携推進事業」により取得等をした一定の施設設備等については、管理運営要領において、耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないことが定められている。しかし、事業実施後に定期的に監視を行い、適切に管理・使用されているかを確認するプロセスが整備されていない。</p> <p>県は、事務コストを勘案しつつ、補助対象資産の使用状況を定期的に確認し、運用状況についての指導を行うことが必要である。</p>	p. 173
7	<p>20 若者定着支援基金</p> <p>① 支援対象要件の見直し等による基金の有効活用について</p> <p>当基金の充当事業である「山形県若者定着奨学金返還支援事業」において、地方創生枠は毎年募集定員を満たしているが、市町村連携枠及び産業団体等連携枠については、事業開始以来、認定者数が定員に達したことは一度もないという状況である。</p> <p>県は、山形県産業振興ビジョンの基本的な考え方も踏まえ、若者の県内居住及び就業の促進という事業目的が達成されるように、県内高校卒業要件の緩和やU・Iターンの対象追加など支援対象要件を見直して、応募者の拡大を図り、基金のより効果的な活用を図られたい。</p>	p. 189

意見の要約		参照頁
8	<p>20 若者定着支援基金</p> <p>② 支援事業の周知による若者の県内回帰・定着への意識醸成について 当基金の充当事業である「山形県若者定着奨学金返還支援事業」では、認定時期により支援額に差が設けられているため、対象となり得る者に対する周知は広く平等に行われなければならない。 県は、当支援事業について、より早い段階でより広く周知を図ることにより、若者の県内回帰・定着に対する意識醸成に努めていくことが望ましい。</p>	p. 191
9	<p>25 森林環境譲与税基金</p> <p>① 事業の有効性を評価するための効果測定の実施について 当基金の充当事業である「高性能林業機械トライアル支援事業」について、事業の有効性を評価するための効果測定が実施されていない。 県は、当事業を連携して実施する公益財団法人山形県みどり推進機構が実績報告時に把握している出材量等の情報共有を行うとともに、県産木材安定供給プロジェクトの目標指標に対して当事業が有効かを評価するため、生産性調査や機械の満足度調査、購入希望調査、購入実績の追跡調査など実態に即したより効率的・効果的な手法で事業の効果測定を検討されたい。</p>	p. 216

## 物品管理に係るもの

### (1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>5 災害救助基金</p> <p>② 災害給与品の年度末報告における数量記載の不備について 当基金を充当して購入した防災資機材等の毎年度末における管理状況を報告する「防災資機材等管理状況報告書」において、次の2種類の不備が散見された。</p> <p>イ 平成30年度報告書の年度末数量と令和元年度報告書の年度当初数量の不一致</p> <p>ロ 令和元年度の県内市町村や他県からの要請による実際供与数と令和元年度報告書における「増減」(供与数)の不一致 県は「山形県防災資機材等管理運営要綱」に定めるとおり、「防災資機材等管理状況報告書」を正確に作成し、正しい災害給与品の数量管理を行うべきである。</p>	p. 74
2	<p>5 災害救助基金</p> <p>⑤ 防災資機材等評価委員会の開催による評価の実施について 「山形県防災資機材等管理運営要綱」において、県は、毎年度当初に防災資機材等評価委員会を開催し、防災資機材の評価を行い、結果を知事に報告することとされているが、平成20年度以降、十数年にわたり当委員会は開催されておらず、防災資機材等の評価及び知事への報告が実施されていない。 県は、防災資機材等評価委員会を毎年開催して、防災資機材等の時価評価を行い、結果を知事に報告すべきである。</p>	p. 80

### (2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>5 災害救助基金</p> <p>③ 備蓄すべき数量の明確化について 災害給与品のうち、飲料水、毛布、防災シートについて、県として備蓄すべき量を明確に設定していない。 県は、今後の地震被害想定調査や近年増加傾向にある洪水等の被害想定、各市町村の備蓄状況等を踏まえて、災害給与品として備蓄すべき量を明確に設定し、これを保有することにより、迅速な被災者支援が行えるよう備えるべきである。</p>	p. 77

意見の要約		参照頁
2	<p>5 災害救助基金</p> <p>④ 期限のある災害給与品の一括管理について</p> <p>県は、災害給与品については「山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水供与に関する取扱要領」に基づき期限前に防災訓練等のために供与し、備蓄物資の有効活用を図っている。しかし、災害対策本部及び地域支部用である備蓄は同要領を適用しておらず、結果として、アルファ米及び飲料水の一部が、令和元年度中に廃棄あるいは期限切れ保管されていた。</p> <p>県は、災害対策本部及び地域支部用備蓄についても同要領の対象に含めて一括管理し、備蓄物資の有効活用を図るとともに地域防災力の強化に役立てるべきである。</p>	p. 78
3	<p>5 災害救助基金</p> <p>⑥ 災害給与品の移管と保管状況について</p> <p>平成 24 年度に東日本大震災の避難者に対してフランスから贈与された救援物資としての毛布は、直接肌にあてるには他の毛布に比して品質が劣るため、現状では毛布としての役割で供与することは困難であり、また圧縮保管されていないため、災害給与品保管場所において大部分を占拠してしまっている。</p> <p>県は、災害給与品について、それぞれの用途を再度検討した上で用途目的を果たせない物品については移管等も検討し、県の備蓄による支援が迅速かつ適切に行われる保管状況を確保すべきである。</p>	p. 83

## 貸付事業に係るもの

### (1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>16 森林整備促進・林業等再生基金</p> <p>① 貸付先の財務状況の確認について</p> <p>当基金の充当事業である「木質バイオマス利用施設への資金貸付」において、県は、金銭消費貸借契約書で貸付先が県に提出することを定めている貸付先の財務状況を示す書類を入手していなかった。</p> <p>県は、当該書類を定期的に入手し、今後の回収可能性に問題がないか、検討するべきである。</p>	p. 157

### (2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>10 高等学校奨学基金</p> <p>② 貸与した育英奨学金の確実な回収について</p> <p>当基金の充当事業である「山形県高等学校奨学金事業」による育英奨学金の令和元年度末貸付金残高 2,133 百万円に対して、未納残高は 130 百万円、未納率は 6.1% と年々積み上がりてきており、今後未納額はさらに増加するものと推測される。</p> <p>県は、返還期間や返還額の見直し、インターネットを利用したクレジットカード納付の導入による利便性向上、返還猶予制度の周知徹底、債務承認及び納付誓約書のより積極的な徴求など効果的かつ効率的な業務遂行を通じた確実な債権回収に努められたい。</p>	p. 112
2	<p>10 高等学校奨学基金</p> <p>③ 事務効率化及び滞納奨学金の回収早期化のための奨学金システムの改修検討について</p> <p>当基金の充当事業である「山形県高等学校奨学金事業」の未納者に対する回収業務の一部について、デジタル化が進展している現在の環境に照らして非効率となっている点が見受けられる。また滞納者や連帯債務者に対する違約金見込額の通知は回収の早期化に資すると考えられるが、現行の奨学金システムで定期的に違約金見込額を計算することは著しく非効率的である。</p> <p>県は、デジタル化が進展し、また、未納者及び未納残高が年々増加している現状を踏まえて、事務効率化及び回収の早期化という効果と費用を勘案し、奨学金システムの改修について検討されたい。</p>	p. 114

意見の要約		参照頁
3	<p>19 地域医療介護総合確保基金（医療分）</p> <p>② 看護職員修学貸付事業に関する返還対象者からの利息徴収の検討について</p> <p>当基金の充当事業である「医師修学資金貸付事業」及び「看護職員修学資金貸付事業」では、県外で就職・開業を行った就学者から貸付金の返還を求めるが、県内での就業を促進するという観点から、前者は有利子（年10%）であるのに対し、後者については無利子となっている。</p> <p>看護職員修学資金について、他県の一部では利息を徴収しており、それらの県における同県内就業促進の実績や効果を参考にしながら、県内の看護師確保の観点から有利子とすることを検討されたい。</p>	p. 174
4	<p>19 地域医療介護総合確保基金（医療分）</p> <p>③ 看護職員修学資金貸付事業における返済方法の多様化の検討について</p> <p>当基金の充当事業である「看護職員修学資金貸付事業」において、県外で就職したため貸付金を返還する際、債務者が遠方の都道府県に在住している場合、山形県への納入書の取扱いができる金融機関が限られており、債務者の利便性が低く納期限を過ぎて納入されるケースがあるとのことであった。</p> <p>県は、口座振替による回収やキャッシュレス決済等の導入など、未納者の利便性向上の工夫を行うことを検討されたい。</p>	p. 175

## 契約方法に係るもの

### (1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>24 まち・ひと・しごと創生拠点整備基金</p> <p>① 効率的な調達及び不正事件防止のための適切な予定価格決定について</p> <p>当基金の充当事業である「次代を切り拓く園芸試験場整備事業」において、備品の購入取引の大部分について、一者のみから参考見積書を入手し、見積額をそのまま予定価格として設定していた。その結果、一般競争入札に付した契約のうち、予定価格と契約金額が同額となっているものが2件確認された。</p> <p>予定価格と契約価格が同額となる場合、効率的な調達という入札の目的が発揮されず、また、一者のみから参考見積書を入手し、見積額をそのまま予定価格とする状況が常態化した場合、事業者が予定価格を推測することができ、予定価格漏洩による談合や、贈収賄事件等の不正事件の原因にもなりかねない。</p> <p>よって、予定価格の決定にあたっては、複数者からの見積書の入手や過去の同一物品等の調達実績、他の機関における契約金額との比較などを踏まえて、事業者が予定価格を推測できないように決定すべきである。</p>	p. 211

### (2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>⑥ 業務委託の再委託における相互供給の取扱いについて</p> <p>当基金の充当事業である「平成31年度荒廃林緊急整備事業業務委託」において、相互供給の事案が複数確認された。調達価格が不適切に過大な金額となることを未然に防止するため、相互供給を禁止している地方自治体もあるが、県では再委託時の事前承認を求めるのみで相互供給を禁止していない。</p> <p>県は、入札参加時の要領等で、入札参加者が相互供給を見込んでいる場合には該当する事業者は入札参加を辞退する旨の規定を設けるなどの見直しを検討されたい。</p>	p. 134

意見の要約		参照頁
2	<p>22 スポーツ振興基金</p> <p>② 一者見積もりによる随意契約の見直しについて</p> <p>当基金の充当事業である「山形県スポーツタレント発掘事業」における特定の委託契約について、事業開始当初より、一者見積もりによる随意契約で同じ事業者が委託先として選定されている。</p> <p>県は、他の都道府県の取組みなどを参考にして、プログラム内容の検討や充実を図るとともに、委託による成果と委託金額の妥当性の検討を踏まえて、一者見積もりによる随意契約による委託について見直しを検討されたい。</p>	p. 202

## その他

### (1) 指摘事項

該当なし

### (2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>11 産業廃棄物税基金</p> <p>② 基金の充当方針に係る取組みの他基金への展開について</p> <p>当基金から事業へ充当する際、当初予算要求時に基金の充当方針を設け、各課から要望があった各事業に対して評価・点数化し、優先順位を定めた上で、充当上限額の範囲内で事業への充当額を決定している。</p> <p>他の基金においても、当基金の充当方針の考え方・取組みを積極的に取り入れ、基金の事業充当の妥当性・客観性を見える化するように検討されたい。</p>	p. 121

(監査要点④) 基金の運用は効率的に行われているか

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	1 年間資金運用計画の策定  ① (県有施設整備基金) 運用の状況と整合した「基金額推移計画書」の作成について (報告書の表題)  当基金では、令和元年度に償還期間 10 年の新発債 3 億円を購入している。一方で、将来 10 年間の「基金額推移計画書」では、令和 7 年度まで毎期取崩しが行われ、令和 7 年度末の基金残高が 5 百万円となる見込みであり、実際の運用状況と整合していない。  県は、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に反映するため、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。	p. 220
2	1 年間資金運用計画の策定  ② (産業廃棄物税基金) 取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について  当基金は、基金積立額の見込みが立ちにくいため、年度末残高を 1 億円程度保有しておく方針で、実際にそのとおり推移している。しかし、将来 10 年間の「基金額推移計画書」では、前年度末残高の 90% を取崩額として毎年記載しており、実態とかい離している。  県は、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に反映するため、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。	p. 221

意見の要約		参照頁
3	<p>1 年間資金運用計画の策定</p> <p>③ (地域医療介護総合確保基金) 積立て・取崩しの実態と整合した「基 金額推移計画書」の作成について</p> <p>『医療分』 将来 10 年間の「基金額推移計画書」では、推移額を見込 むことは困難であるという理由で、令和 2 年から令和 10 年までの積立 額・取崩額を全て「未定」と記載している。しかし、所管部局では、 地域医療構想に基づき、令和 7 年度までに総額 57 億円を積み立て、令 和 7 年度末までの間にほぼ全額を取り崩すことを見込んでいる。</p> <p>県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長 期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、県は、計画 作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、 「基金額推移計画書」を作成する必要がある。</p> <p>『介護分』 平成 31 年 2 月に作成された「基金額推移計画書」の積立 額・取崩額について、担当者が複数回変更したこと等もあり、算出根 拠は不明との回答であった。</p> <p>県は、説明可能で合理的な根拠に基づく将来の見通し等により「基 金額推移計画書」を作成し、担当者が変更しても根拠の説明や同水準 の業務が実施できるよう適切な引継ぎを行うことが必要と考える。</p>	p. 221
4	<p>1 年間資金運用計画の策定</p> <p>④ (若者定着支援基金) 積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推 移計画書」の作成について</p> <p>将来 10 年間の「基金額推移計画書」において、実態に照らして積立 額は過大に積算され、取崩額は過小となっている。</p> <p>県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長 期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、県は、計画 作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、 「基金額推移計画書」を作成する必要がある。</p>	p. 222
5	<p>2 山形県公金管理委員会による協議</p> <p>① 公金管理委員会の開催による資金不足に係る全庁的な情報共有と対 応の必要性</p> <p>令和元年度の山形県公金管理委員会は、書面による協議として行わ れ、参集しての開催は行われていない。</p> <p>県は、次の No. 6 の「意見」の実効性をより高めるため、公金管理委 員会を開催して、直接協議を実施することが必要と考える。</p>	p. 224

意見の要約		参照頁
6	<p>4　繰替運用後歳計現金等の資金不足と一時借入金</p> <p>① 資金計画等の事業所管部局への情報共有と事業早期実施の働きかけについて</p> <p>年々、繰替運用後歳計現金等が減少し、今後も資金繰りが厳しいことが見込まれる状況においては、会計局が収入・支出の前月に額及び時期を把握してから各事業所管部局に個別に収入の時期を早め、支出の時期を遅らせることを依頼するだけでは限界がある。</p> <p>よって、資金計画の段階から、資金繰りの状況が厳しく、2月～3月に資金不足が見込まれることを事業所管部局に情報共有し、例えば、大型事業の一部について、財源となる国庫補助や県債の歳入時期を繰り上げるために事業開始及び完了時期を早めてもらうよう働きかけ、全庁的に資金繰り改善に取り組むことが必要と考える。</p>	p. 236
7	<p>4　繰替運用後歳計現金等の資金不足と一時借入金</p> <p>② 地方債発行時期の計画的な繰り上げの検討について</p> <p>令和元年度に完了した事業の財源として令和2年4月、5月に銀行借入により地方債を393億円発行している。一方で、起債対象となるような大規模建設工事等の場合、前金払や中間前金払、部分払等により、県の歳出の時期が先行し、財源の歳入時期とのタイミングにズレが生じている。</p> <p>県は、現状、4月、5月に発行している地方債の一部を、起債対象事業が繰越事業になるかを見極めた上で、前金払等の金額水準を参考として、資金不足が発生する2月～3月以前の時期に繰り上げて発行することを検討されたい。</p>	p. 236
8	<p>5　債券運用</p> <p>① 債券保有に伴うリスクを考慮した運用手法の検討について</p> <p>県の基金の中には、取崩時期が予見できないため債券運用を行っていないと回答しているが、結果として、取崩しが発生せず長期間残高を維持している基金がある。</p> <p>これらの基金について、債券保有に伴うリスクである中途解約リスク、金利変動リスクを低減することができれば現状より高い収益性が得られるものと考える。</p> <p>県は、運用上限を定めるなど歳計現金等の流動性低下にも備えたうえで、債券保有に伴うリスクを考慮した収益性向上のための運用手法としてラダー型運用による債券運用の導入を検討されたい。</p>	p. 242

意見の要約		参照頁
9	<p>5 債券運用</p> <p>② 県資金全体での効率性を考慮した債券運用の適否判断の実施について</p> <p>債券運用を行う場合、これまで繰替運用を行っていた歳計現金等の水準が低下し、一時借入を行うことも考えられる。債券の利率が単純に定期性預金による一元運用の利率よりも高いというだけで債券運用の適否を判断した場合、金利水準や資金不足期間によっては、歳計現金等の資金不足を補うために実施した一時借入の金利負担を考慮すると、債券運用が非効率となる場合も考えられる。</p> <p>よって、債券運用を行う際は、償還期間にわたる県資金全体での調達と運用の効率性を検討した上で運用の適否を判断されたい。</p>	p. 245

## 第5章 監査の結果（各論）

### 第1 各基金の管理

#### 1 財政調整基金

##### (1) 基金の概要

###### ① 概要

基金の名称	財政調整基金
所管部課	総務部財政課
根拠法令等	山形県財政調整基金条例
造成年月日	昭和33年3月（全部改正 昭和54年3月）
造成目的	県財政の年度間における財源を調整し、もって健全な財政運営に資するため
造成期間	—
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	35,000千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源、運用益
事業概要	—
予算計上会計	一般会計
積立方針	地方財政法に基づく積立を毎年度実施
取崩方針	毎年度の財源不足額に対し取崩を実施
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

###### ② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰替運用(※)	11,501,698	6,766,137	6,637,551	8,610,750	9,826,811
合計	11,501,698	6,766,137	6,637,551	8,610,750	9,826,811

(※) 基金の繰替えにより歳計現金等と一括して会計局が運用を行っている場合、「繰替運用」と記載している。(以下、各「基金の概要」において同じ。)

③ 基金の推移

(単位 : 千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		11, 262, 453	11, 501, 698	6, 766, 137	6, 637, 551	8, 610, 750
積立額	新規・追加積立	1, 963, 000	2, 374, 000	1, 892, 000	2, 228, 000	2, 288, 000
	(一般財源)	1, 963, 000	2, 374, 000	1, 892, 000	2, 228, 000	2, 288, 000
	運用益	10, 245	3, 439	2, 414	1, 199	997
	積立額計	1, 973, 245	2, 377, 439	1, 894, 414	2, 229, 199	2, 288, 997
取崩額	事業費充当	-	-	-	-	-
	財源調整	1, 734, 000	7, 113, 000	2, 023, 000	256, 000	1, 072, 936
	取崩額計	1, 734, 000	7, 113, 000	2, 023, 000	256, 000	1, 072, 936
当年度末残高		11, 501, 698	6, 766, 137	6, 637, 551	8, 610, 750	9, 826, 811

④ 運用益の状況

(単位 : 千円、 %)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	11, 501, 698	6, 766, 137	6, 637, 551	8, 610, 750	9, 826, 811
年度中平均残高 (A)	11, 015, 862	11, 464, 054	7, 545, 151	6, 659, 086	8, 310, 177
運用益 (B)	10, 245	3, 439	2, 414	1, 199	997
利回り (B ÷ A)	0. 093	0. 030	0. 032	0. 018	0. 012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

該当なし。

⑥ 財政調整基金の取崩事由

他の積立基金は、基金の設置目的である事業に充当する際に基金を取り崩すことができる。しかし、当基金は年度間の財源を調整するための基金であり、基金充当事業がなく、基金条例において、次の場合に取り崩すことができることが規定されている。なお、当該事由は、地方財政法第4条の4と同じ内容である。

山形県財政調整基金条例（昭和 54 年 3 月 5 日山形県条例第 1 号）より抜粋  
(処分)

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

- |   |
|---|
| (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。 |
| (5) 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の財源に充てるとき。             |

⑦ 山形県財政の中期展望における「調整基金」

県では、財政調整基金と県債管理基金のうち満期一括償還地方債分以外（以下、「県債管理基金（一般分）」という。）を合わせて、地方財政法第4条の3の趣旨に基づく年度間の財源調整の役割を担う「調整基金」として位置づけ、「山形県財政の中期展望」において、その残高を財源対策の指標としている。

「山形県財政の中期展望」は、財政収支の中期的な見通しを示すとともに、財源不足額の解消のための対策検討の指針であり、毎年更新し、県のホームページでも掲載しているものである。

「調整基金」の直近5年間の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財政調整基金	11,501,698	6,766,137	6,637,551	8,610,750	9,826,811
県債管理基金 (一般分)	19,614,543	18,655,543	17,883,043	17,883,043	13,800,612
合計	31,116,241	25,421,680	24,520,594	26,493,793	23,627,423

また、県が令和3年2月に公表した「山形県財政の中期展望」では令和3年度から令和7年度の財政収支を試算し、ここ数年は社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより多額の財源不足額が生じる状況が続くと展望している。

県は、こうした状況に対して、令和3年度予算では財源不足解消に向けた対応策（以下、「財源対策」という。）を実施したうえで、なお不足する151億円について調整基金を取り崩すが、令和4年度から令和7年度までは財源対策の実施により、調整基金を取り崩さず、残高を維持することを当面の数値目標としている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
財源不足額		△154億円	△176億円	△182億円	△202億円
財源対策		154億円	176億円	182億円	202億円
調整基金取崩	△151億円	-	-	-	-
調整基金残高	100億円	100億円	100億円	100億円	100億円

（出典：山形県財政の中期展望（令和3年2月））

## (2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》「基金の管理及び運用に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか」（以下、「基金に関する事務の合規性」という。）に係る検討

- 基金の積立て及び取崩しに関する事が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 毎年度の基金積立額について、積立方針のとおり、地方財政法第7条第1項の規定に基づき実質収支額の2分の1以上を積み立てているかという観点で、所管課に対する質問、決算書及び積立額計算資料の閲覧を実施した。

地方財政法（昭和23年法律第109号）より抜粋

（剩余金）

第7条 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合においては、当該剩余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剩余金を生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

4 第1項及び前項の剩余金の計算については、政令でこれを定める。

地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）より抜粋

（剩余金の計算方法）

第47条 法第7条第1項の剩余金は、当該年度において新たに生じた剩余金から、当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額（継続費の支出財源として逐次繰り越した金額を含む。以下同じ。）を控除して、これを計算する。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》「基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか」（以下、「基金の有効性・経済性・効率性」という。）に係る検討

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 調整基金の適正規模としての目標設定と計画的な積立ての必要性」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 調整基金の適正規模としての目標設定と計画的な積立ての必要性

県では、「山形県財政の中期展望」によれば、令和6年度まで調整基金残高105億円を維持することを当面の数値目標として掲げている。しかし、当該数値は、持続可能な財政運営を確保するための対応策を検討する際の目標として、令和3年度以降は調整基金の取崩しに頼らないことを示したものであり、適正規模として積み立てるべき目標金額を示すものではないと考える。

財政調整基金の適正規模を検討するにあたっては、平成29年11月に総務省が公表した「基金の積立状況等に関する調査結果」が参考になると考える。当調査は、平成28年度末の全国の都道府県、市町村及び一部事務組合等が保有する積立基金について、積立状況や積立ての方策、積立ての考え方、中長期的な増減見込みについて調査したものである。この中で、財政調整基金の規模の考え方についての調査結果が示されており、回答状況は次のとおりである。

《積立ての考え方》

積立ての考え方 ※複数選択可	回答数(構成比)		
	都道府県	市町村	
標準財政規模等の一定割合	15 (31.9%)	421 (24.2%)	
標準財政規模の一定割合	14 (29.8%)	376 (21.6%)	
予算規模の一定割合	1 (2.1%)	57 (3.3%)	
一般財源の一定割合	0 (0.0%)	9 (0.5%)	
過去の取崩実績(災害等)から必要と考えられる額	16 (34.0%)	279 (16.0%)	
合併算定替による普通交付税措置額を踏まえて必要と考えられる額	0 (0.0%)	174 (10.0%)	
決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立て	16 (34.0%)	1,324 (76.0%)	
その他	16 (34.0%)	200 (11.5%)	

《「標準財政規模等の一定割合」と回答した団体が想定する具体的な積立ての水準》

具体的水準	回答数					
	都道府県			市町村		
	対標準財政規模	対予算規模	対一般財源	対標準財政規模	対予算規模	対一般財源
5%以下	10	1	0	20	4	1
5%超10%以下	4	0	0	147	27	2

具体的水準	回答数					
	都道府県			市町村		
	対標準財政規模	対予算規模	対一般財源	対標準財政規模	対予算規模	対一般財源
10%超 20%以下	0	0	0	142	15	4
20%超 30%以下	0	0	0	33	2	0
30%超 50%以下	0	0	0	28	7	2
50%超 100%以下	0	0	0	6	2	0
合計	14	1	0	376	57	9

(出典：総務省「基金の積立状況等に関する調査結果」(平成 29 年 11 月))

なお、県は、当調査について、「決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立て」を選択し回答しており、令和元年度においてもこの考え方にはない。

仮に、県の令和 2 年度の見込みにより標準財政規模に対する調整基金の割合を算定した場合、次のとおりとなる。

(単位：百万円)

		財政調整基金	「調整基金」
令和元年度末残高	①	9,826	23,627
(+) 令和 2 年度積立額 (令和元年度実質収支額 × 1/2)		2,488	2,488
(-) 令和 2 年度取崩額 (見込み)		-	921
令和 2 年度末残高 (見込み)	②	12,315	25,195
令和元年度標準財政規模	③	322,854	322,854
令和元年度標準財政規模に対する割合			
令和元年度	① ÷ ③	3.04%	7.32%
令和 2 年度 (見込み)	② ÷ ③	3.81%	7.80%

※令和 2 年度取崩額 (見込み) は 6 月、9 月、12 月、2 月補正予算の合計額である。

当基金は、経済事情の著しい変動、災害、緊急に必要となる大規模建設事業等の不測の事態が生じた場合に取り崩すことができる基金であり、これらの状況が生じたときに十分な対応が可能な水準を確保することが必要であると考える。

そのため、決算状況を踏まえ、可能な範囲での積み立てのではなく、過去の災害や令和 2 年度の新型コロナウィルス対応時の取崩実績、標準財政規模の一定割合、災害等の非常時に国の支援が入るまでの期間を県単独で対応するための最低必要見積額などを参考として、適正規模としての積立目標を設定した上で、計画的に積み立てていくことが必要であると考える。【意見】

なお、参考として、全国の都道府県の財政調整基金残高及び標準財政規模に対する割合は、次のとおりとなっている。

財政調整基金の標準財政規模に対する割合

(単位：百万円)

	H27末		H28末		H29末		H30末		R1末	
	基金残高	割合								
北海道	14,134	1.0%	10,616	0.8%	9,875	0.7%	14,992	1.1%	9,785	0.7%
青森県	12,070	3.1%	13,051	3.3%	14,114	3.7%	15,144	4.0%	16,209	4.3%
岩手県	28,336	7.0%	22,786	5.7%	20,816	5.2%	22,949	5.8%	18,329	4.7%
宮城県	22,277	4.4%	20,423	4.1%	23,369	5.0%	23,188	4.9%	21,058	4.5%
秋田県	16,954	5.1%	16,132	4.9%	10,891	3.3%	10,536	3.3%	10,687	3.3%
山形県	11,502	3.4%	6,766	2.0%	6,638	2.0%	8,611	2.6%	9,827	3.0%
福島県	33,415	6.7%	28,202	5.7%	28,498	5.8%	25,514	5.2%	16,617	3.4%
茨城県	18,298	2.9%	18,303	2.9%	18,305	2.9%	21,173	3.3%	21,133	3.3%
栃木県	19,256	4.3%	20,566	4.7%	14,529	3.3%	14,498	3.3%	9,354	2.1%
群馬県	12,722	2.9%	9,022	2.1%	10,669	2.4%	13,762	3.1%	13,946	3.2%
埼玉県	12,066	1.0%	12,119	1.0%	12,169	1.0%	12,217	1.0%	12,262	1.0%
千葉県	47,155	4.5%	46,964	4.4%	46,973	4.5%	46,580	4.4%	50,588	4.8%
東京都	624,774	17.2%	627,429	16.3%	716,516	18.4%	842,800	22.0%	934,494	23.7%
神奈川県	72,504	5.1%	70,810	4.9%	55,614	4.3%	59,119	4.6%	61,633	4.7%
新潟県	6,285	1.0%	6,398	1.1%	6,880	1.2%	6,311	1.1%	38,074	6.9%
富山県	2,179	0.7%	2,381	0.8%	2,562	0.9%	2,743	0.9%	2,924	1.0%
石川県	10,304	3.3%	10,694	3.5%	11,072	3.6%	11,467	3.7%	11,836	3.9%
福井県	15,218	5.8%	12,688	4.9%	8,390	3.3%	9,191	3.6%	10,111	4.0%
山梨県	26,155	9.9%	23,168	8.8%	23,180	8.9%	20,691	8.0%	17,220	6.6%
長野県	33,062	6.3%	33,139	6.4%	33,225	6.5%	35,748	7.0%	32,102	6.3%
岐阜県	32,262	6.8%	25,386	5.4%	21,054	4.4%	21,673	4.6%	20,167	4.2%
静岡県	8,920	1.2%	8,922	1.2%	8,922	1.3%	8,923	1.3%	8,923	1.3%
愛知県	70,149	5.0%	70,173	5.0%	70,189	5.2%	110,207	8.2%	95,376	7.0%
三重県	17,470	4.0%	10,077	2.3%	6,580	1.5%	10,163	2.3%	12,014	2.7%
滋賀県	19,094	5.8%	15,678	4.8%	15,595	4.7%	19,714	5.9%	21,777	6.5%
京都府	21	0.0%	21	0.0%	21	0.0%	21	0.0%	21	0.0%
大阪府	160,186	9.8%	147,901	9.0%	147,465	9.5%	148,890	9.5%	156,195	9.9%
兵庫県	1,636	0.1%	2,047	0.2%	2,473	0.2%	2,919	0.3%	3,255	0.3%
奈良県	23,933	7.4%	25,501	7.9%	26,472	8.2%	25,420	7.9%	24,092	7.5%
和歌山県	4,087	1.4%	4,091	1.4%	4,094	1.4%	4,095	1.4%	3,106	1.1%
鳥取県	4,001	1.8%	4,002	1.8%	4,002	1.9%	4,003	1.9%	4,003	1.9%
島根県	10,830	3.7%	15,888	5.6%	15,967	5.7%	16,548	6.0%	17,534	6.4%
岡山県	23,887	5.4%	19,091	4.4%	17,689	4.3%	14,669	3.5%	12,771	3.1%
広島県	27,591	4.5%	27,069	4.5%	26,683	4.7%	22,790	4.0%	11,166	2.0%
山口県	8,374	2.2%	3,570	0.9%	3,564	1.0%	5,831	1.6%	8,170	2.2%
徳島県	14,112	5.3%	14,124	5.5%	14,132	5.6%	14,136	5.7%	14,139	5.7%
香川県	17,473	6.6%	15,844	6.1%	16,859	6.5%	12,592	4.9%	12,269	4.7%
愛媛県	27,737	7.7%	30,151	8.5%	26,618	7.5%	17,243	4.9%	20,498	5.9%
高知県	9,122	3.3%	8,393	3.1%	7,015	2.6%	7,400	2.8%	6,245	2.4%
福岡県	9,664	1.0%	11,759	1.2%	11,154	1.2%	12,827	1.4%	8,445	0.9%
佐賀県	14,679	5.6%	17,458	6.7%	14,858	5.8%	14,882	5.8%	17,020	6.7%
長崎県	7,476	1.9%	7,334	1.9%	7,256	1.9%	7,212	1.9%	7,518	2.0%
熊本県	1,745	0.4%	1,743	0.4%	1,749	0.4%	1,755	0.4%	1,762	0.4%
大分県	9,960	3.0%	9,138	2.8%	6,806	2.1%	10,706	3.3%	10,232	3.2%
宮崎県	11,702	3.5%	11,715	3.6%	11,715	3.6%	11,719	3.6%	11,721	3.7%
鹿児島県	17,528	3.6%	17,545	3.7%	17,556	3.7%	17,559	3.7%	17,557	3.7%
沖縄県	23,639	6.4%	23,591	6.4%	22,984	6.1%	21,882	5.8%	22,862	6.0%

(※) 「基金残高」は財政調整基金残高、「割合」は財政調整基金残高を対応する年度の標準財政規模で除した割合である。

(出典：総務省ホームページ「地方財政状況調査関係資料」より作成)

## 2 県債管理基金

### (1) 基金の概要

#### ① 概要

基金の名称	県債管理基金
所管部課	総務部財政課
根拠法令等	山形県県債管理基金条例
造成年月日	昭和 59 年 3 月 1 日
造成目的	県債の償還の財源を確保し、及び県債の適正な管理を行い、もって県財政の健全な運営に資するため
造成期間	—
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	32 億円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源、運用益
事業概要	—
予算計上会計	一般会計
積立方針	基金運用益のほか、積立対象の満期一括償還方式の銀行等引受債に対する積立を実施
取崩方針	財源不足及び満期一括償還時に取崩を実施
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

#### ② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	24,673,752	24,673,946	17,979,043	17,883,043	13,800,612
債券	1,698,291	1,698,097	700,000	—	—
合計	26,372,043	26,372,043	18,679,043	17,883,043	13,800,612

③ 基金の推移

(単位 : 千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		26,372,043	26,372,043	26,372,043	18,679,043	17,883,043
積立額	新規・追加積立	-	-	-	-	-
	運用益	45,759	12,303	11,682	3,241	2,152
	積立額計	45,759	12,303	11,682	3,241	2,152
取崩額	満期一括償還 地方債の償還	-	-	7,000,000	796,000	-
	財源調整	45,759	12,303	704,682	3,241	4,084,583
	取崩額計	45,759	12,303	7,704,682	799,241	4,084,583
当年度末残高		26,372,043	26,372,043	18,679,043	17,883,043	13,800,612

④ 運用益の状況

(単位 : 千円、 %)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高		26,372,043	26,372,043	18,679,043	17,883,043	13,800,612
年度中平均残高 (A)		26,361,041	26,381,766	26,279,876	18,055,050	17,932,570
運用益 (B)		45,759	12,303	11,682	3,241	2,152
利回り (B ÷ A)		0.174	0.047	0.044	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

該当なし。

⑥ 県債管理基金の取崩事由

当基金は基金充当事業がなく、基金条例において、次の場合に取り崩すことができることが規定されている。

山形県県債管理基金条例（昭和 59 年 3 月 1 日山形県条例第 1 号）より抜粋  
(処分)

- 第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。
- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において県債の償還の財源に充てるとき。
  - (2) 債還期限の満了に伴う県債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度において県債の償還の財源に充てるとき。
  - (3) 特定の県債の償還のために積み立てた資金をもつて当該県債の償還の財源に充てるとき。
  - (4) 債還期限を繰り上げて行う県債の償還の財源に充てるとき。

## ⑦ 県債管理基金の区分別残高

県では、県債管理基金について、総務省自治財政局地方債課長通知「地方債の総合的な管理について（通知）」（平成 26 年 4 月 1 日改正）に基づき満期一括償還地方債の元金償還に充てるための基金（以下、「満期一括償還地方債分」という。）と、財政調整基金とともに年度間の財源調整の役割を担う「調整基金」としての基金（一般分）の二つに区分して管理している。

総務省自治財政局地方債課長通知「地方債の総合的な管理について（通知）」（平成 26 年 4 月 1 日改正）（別記） 2 （1）より抜粋

### 2. 地方債の償還について

#### （1）減債基金の積立て及び活用

##### ① 減債基金への計画的な積立て

将来の償還財源の計画的な確保、資金の流動性の向上、償還確実性に対する市場の信認の一層の向上等を図る点から、各団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的な積立てを行われたいこと。

当該 2 つの区分ごとの直近 5 年間の残高内訳は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
満期一括償還地方債分	6,757,500	7,716,500	796,000	-	-
うち繰替運用	5,059,209	6,018,403	96,000	-	-
うち債券	1,698,291	1,698,097	700,000	-	-
一般分	19,614,543	18,655,543	17,883,043	17,883,043	13,800,612
うち繰替運用	19,614,543	18,655,543	17,883,043	17,883,043	13,800,612
合計	26,372,043	26,372,043	18,679,043	17,883,043	13,800,612

## (2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》 基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て及び取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》 基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 満期一括償還地方債に係る基金積立額の方針が、総務省自治財政局地方債課長通知「地方債の総合的な管理について（通知）」（平成 26 年 4 月 1 日改正）で規定されている標準的なルールと比べて十分かという観点で、所管課に対する質問、基金積立状況に関する資料の閲覧を実施した。

なお、令和元年度において県が発行し、未償還となっている満期一括償還地方債がないため、平成 29 年度及び平成 30 年度に償還された満期一括償還地方債を対象として検討した。

総務省自治財政局地方債課長通知「地方債の総合的な管理について（通知）」（平成 26 年 4 月 1 日改正）（別記） 2 （1）より抜粋

### 2. 地方債の償還について

#### （1）減債基金の積立て及び活用

#### ② 満期一括償還地方債に係る積立ルールの標準化

満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の 30 分の 1 (3.3%) として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることを踏まえ、計画的な積立てを行われたいこと。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

## (3) 指摘事項及び意見

該当なし。

### 3 県有施設整備基金

#### (1) 基金の概要

##### ① 概要

基金の名称	県有施設整備基金
所管部課	総務部財政課
根拠法令等	山形県県有施設整備基金条例
造成年月日	昭和 46 年 10 月 13 日
造成目的	県庁舎、地方合同庁舎その他大規模な施設の建設及び改修の資金に充てるため
造成期間	—
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,500,000 千円
基金当初造成時財源	繰入金、一般財源
基金造成後積立財源	運用益、一般財源
事業概要	県有施設の整備
予算計上会計	一般会計
積立方針	県有施設の長寿命化を図ることを目的に積み立てるとともに、基金運用益の積立を実施
取崩方針	必要な県有施設の整備の際に財源として充当する
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

##### ② 残高内訳

(単位 : 千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	2,041,478	2,042,091	2,042,744	3,214,112	2,604,475
債券	—	—	—	—	300,000
合計	2,041,478	2,042,091	2,042,744	3,214,112	2,904,475

③ 基金の推移

(単位 : 千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		2, 039, 766	2, 041, 478	2, 042, 091	2, 042, 744	3, 214, 112
積立額	新規・追加積立	-	-	-	1, 850, 000	-
	(一般財源)	-	-	-	1, 850, 000	-
	運用益	1, 712	612	653	368	362
	積立額計	1, 712	612	653	1, 850, 368	362
取崩額	事業費充当	-	-	-	679, 000	310, 000
	取崩額計	-	-	-	679, 000	310, 000
当年度末残高		2, 041, 478	2, 042, 090	2, 042, 744	3, 214, 112	2, 904, 474

④ 運用益の状況

(単位 : 千円、 %)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高		2, 041, 478	2, 042, 090	2, 042, 744	3, 214, 112	2, 904, 474
年度中平均残高 (A)		1, 841, 479	2, 041, 478	2, 042, 091	2, 042, 744	3, 030, 424
運用益 (B)		1, 712	612	653	368	362
利回り (B ÷ A)		0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位 : 千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 観光文化スポーツ部新県民文化館活用・発信課 (※)				
山形県総合文化芸術館整備事業	8, 308, 518	310, 000	359, 012	国庫 : 3, 406 県債 : 7, 636, 100

(※) 事業所管部課として、令和 2 年度における所管部課の名称を記載している。(以下、各「基金の概要」において同じ。)

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》 基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル、担当者による引継書等）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### 《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 基金必要額の見込みに基づく計画的な積立ての実施について」参照

### 《監査要点③》「基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか」(以下、「基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性」という。)に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則（備品購入に係る委託に関する事務取扱要領）等に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（事務事業実施伺・見積書・相見積等、その他物品購入に係る資料）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（事務事業実施伺・見積書・相見積等、その他物品購入に係る資料）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 基金必要額の見込みに基づく計画的な積立ての実施について

基金の適正規模とは、基金を充当する事業に係る計画に必要な額であると考える。

しかし、平成 30 年度に積み立てた 18 億 5 千万円という金額の根拠について県に質問したところ、特定の充当事業や積算根拠は明示されず、「県有施設の建設及び改修に備える」ためという基金設置目的に基づく一般的な積立てであるとの回答であった。したがって、基金残高についても具体的な充当事業の実施時期や所要額の積算等は行われておらず、基金の規模が適正であるかは明確となっていない。

県有施設の建設及び改修に係る計画として、「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」（平成 29 年 12 月改訂）（以下、「FM 基本方針」という。）がある。

「FM 基本方針」は、県が保有又は管理・借用する財産を経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な視点に基づき、「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」、「県有財産の有効活用」、「県有財産の総量縮小」を三つの柱として取り組むことを明らかにしたものである。

この中で、県は、県有施設の更新に要する費用を試算しており、「一般財産（庁舎、学校、福祉施設等（山形県公有財産規則適用財産））」については次の結果となっている。

#### 「FM 基本方針」より抜粋

#### 3 県有施設の更新に要する費用の試算

##### (1) 一般財産（県有建物）

平成 28 年度末現在の建物（一般財産）の、平成 26 年度から 30 年間の建替え、大規模改修に要する費用を試算した。

##### ① 試算方法

平成 28 年度末現在で公有財産台帳に登録されている建物のうち、既に廃止となっているもの以外は、棟数や延床面積を今後も保持すると仮定し、更新時期を迎えた建物の面積（県営住宅は戸数）に、建替えや大規模改修等の単価を乗じることで費用を試算した。

詳細については、別紙 4 の施設類型別個票を参照。

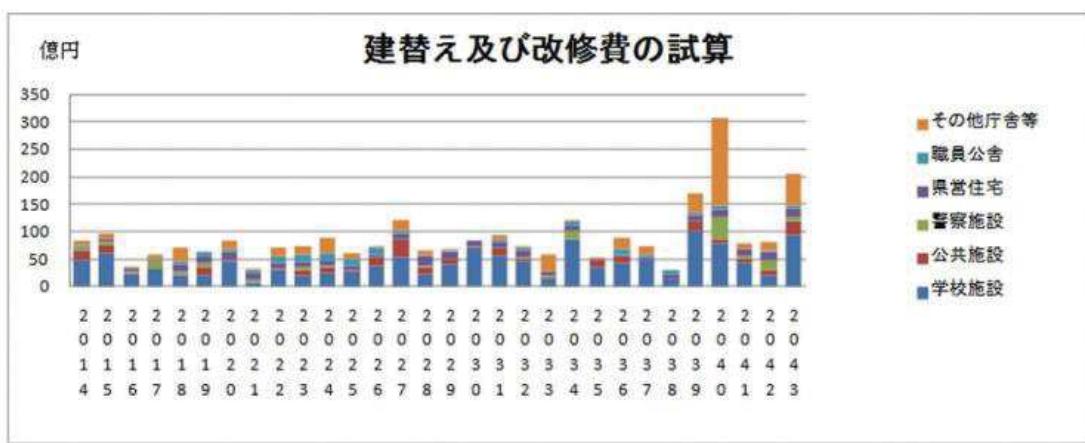
##### ② 試算結果

試算結果はグラフのとおりである。

30 年間に必要な更新費用の推計値は 2,657.7 億円、1 年当たり平均額は 88.6 億円である。

これは、過去5年間の平均的な予算規模63億円／年を、40%上回っている。

特に、県庁舎が65年の目標使用年数を経過し建替えるとの前提で、2040年は約300億円となり、ピークを迎ることが予想される。



ただし、当該結果は、「①試算方法」に記載されているとおり、「棟数や延床面積」について平成28年度末現在と同規模を保持すると仮定したものの、「県有財産の総量縮小」の取組みにより減少することがあり得る。

また、財源について「FM基本方針」では次のとおり記載されているのみで、現時点では定まっていない。

#### 「FM基本方針」より抜粋

##### IV 推進体制

###### 4 将来の財政需要への対応

基本方針に基づく取組みに係る予算確保及び効率的な予算配分を行う仕組みづくりを検討するとともに、その財源として政府の各種補助金・交付金や起債等、有利な財源の活用を図る。

上記の「政府の各種補助金・交付金や起債等、有利な財源」でカバーされない部分を一般財源が負担し、単年度予算で負担できない部分に基金が充当されることになると考える。

よって、県は県有施設の建替え及び改修に係る将来見通し額を算定し、その財源について検討した上で基金必要額を明確にし、計画的に積み立てることによって将来の大規模な改修や建替えに備えるべきである。【意見】

## 4 土地開発基金

### (1) 基金の概要

#### ① 概要

基金の名称	土地開発基金
所管部課	総務部財政課
根拠法令等	土地開発基金条例
造成年月日	昭和 44 年 7 月 14 日
造成目的	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地を、あらかじめ取得し、又は取得を促進することにより、事業の円滑な執行を図るため
造成期間	—
基金の種別	定額運用基金
基金当初造成額	400,000 千円
基金当初造成時財源	地方交付税
基金造成後積立財源	貸付金元利収入、先行取得用地の再取得による収入
事業概要	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地を、あらかじめ取得、又は取得を促進すること
予算計上会計	一般会計
積立方針	貸付金収入
取崩方針	用地取得時及び財源不足時に取崩
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

#### ② 残高内訳

(単位 : 千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
普通預金	6,036,303	6,051,825	5,372,872	4,522,338	4,647,142
土地	6,757,101	—	573,898	1,044,987	875,203
補償費	—	—	105,054	454,500	529,480
合計	12,793,404	6,051,825	6,051,825	6,051,825	6,051,825

③ 基金の推移

(単位 : 千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		12,772,678	12,793,404	6,051,825	6,051,825	6,051,825
積立額	新規・追加積立	20,726	6,772,623	678,952	1,176,735	902,199
	(先行取得・用地処分)	-	6,757,101	678,952	1,176,735	902,199
	(山形駅西土地貸付収入)	20,726	15,522	-	-	-
	運用益	-	-	-	-	-
	積立額計	20,726	6,772,623	678,952	1,176,735	902,199
取崩額	事業費充当	-	6,757,101	678,952	1,176,735	902,199
	一般会計繰出	-	6,757,101	-	-	-
	取崩額計	-	13,514,202	678,952	1,176,735	902,199
当年度末残高		12,793,404	6,051,825	6,051,825	6,051,825	6,051,825

④ 運用益の状況

(単位 : 千円、 %)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	12,772,678	12,793,404	6,051,825	6,051,825	6,051,825
年度中平均残高 (A)	6,029,096	6,051,307	5,895,171	5,072,589	4,450,893
運用益 (B)	-	-	-	-	-
利回り (B ÷ A)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位 : 千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 県土整備部県土利用政策課、道路整備課				
国道用地先行取得 (土地増加/現金減少)	403,697	403,697	-	-
国道用地再取得払出 (土地減少/現金増加)	498,501	498,501	-	-
計	902,199	902,199	-	-

⑥ 基金充当事業の経緯について

当基金は、造成時の昭和 44 年度から平成 28 年度までは、県が必要とする土地である国民体育大会(平成 4 年開催べにばな国体)のための用地や山形駅西口拠点施設(現在の県総合文化芸術館など)に係る用地の取得が行われてきたが、平成 29 年度以降は、国土交通省が主体となって行う国道用地の取得のみを基金充当事業としている。

当該期間の基金残高及び内訳の推移は次のとおりである。

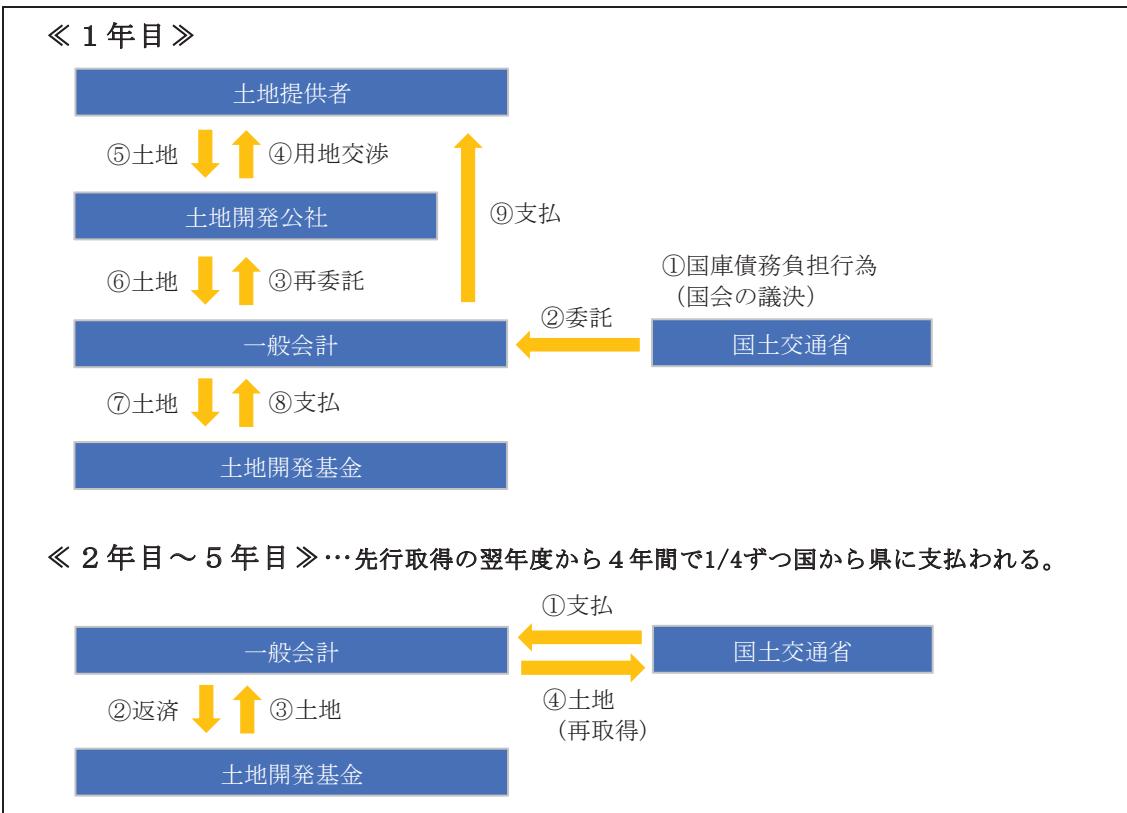
(単位：百万円)

年度	積立	取崩	年度末 残高	残高内訳			備考
				現金	土地	貸付金	
昭和	44	1,270	1,270				内訳不明
	45-52	1,710	2,980	983	1,997		
	53-57	2,997	5,977	4,420	1,409	149	
	58-59	26	3,104	2,181	818	104	取崩:県総合運動公園用地
	60-元	2	3,105	1,745	1,307	53	
平成	2-6	9,400	12,505	9,334	3,009	162	
	7-16	83	12,589	2,066	6,757	3,766	
	17-27	205	12,793	6,036	6,757		
	28	16	6,757	6,052			取崩:山形駅西口用地
	29			6,052	5,373	679	
	30			6,052	4,552	1,499	
令和	元		6,052	4,647	1,405		

## ⑦ 国道用地先行取得事業について

国道用地先行取得事業のスキームは次の図のとおりである。

なお、先行取得に係る価格交渉は基本的に国土交通省が実施する。また、国による再取得は確実に行われ、先行取得事業費の回収可能性が問題となることはない。



## (2) 実施した手続及び結果

### 《監査要点①》 基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例及び条例施行規則、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### 《監査要点②》 基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻しについて」 参照

### 《監査要点③》 基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（委託に関する事務取扱要領等）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（業務委託契約書、完了報告書等）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（完了報告書、用地取得等実績調書、取得価額確認調書等）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### 《その他》過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

- 平成 20 年度包括外部監査における意見と県の措置状況は次のとおりである。令和元年度に土地開発基金で保有している土地について、遊休・含み損など同様の意見の対象となるものはあるかという観点で質問及び関連資料の閲覧を行った。

監査結果 (意見)	<p>山形駅西口の土地への資金投下額は 6,757 百万円であるが、含み損が約 1,696 百万円にのぼる可能性がある。</p> <p>山形駅西口の土地の機会損失は、年間 約 154 百万円である。現在は有料駐車場となっている一部を除いて遊休地となっている。場所が山形駅の西側に隣接するだけに、このまま放置することは、県民にとって有益ではない。売却も考慮に入れた有効利用を期限付きで早急に立案すべきである。</p>
県の措置 の内容	<p>(平成 22 年 8 月末)</p> <p>①イベント広場等の利活用拡大のため、貸付基準を改正(平成 21 年 4 月 27 日)し、従来の「原則 1 日」を「7 日以内」に拡大した。</p> <p>②各部局でのイベント等での西口用地の利活用について依頼</p> <p>③県民に対してイベント広場等の利活用についての広報 (県 HP 掲載、チラシ配布、県民のあゆみ平成 21 年 7 月号掲載等)</p> <p>⇒②③の成果もあり、平成 21 年度の実績で 32 件、延べ 52 日間のイベント等での貸付利用があり、平成 20 年度の利用実績(延べ 28 日間)を大きく上回った。</p> <p>(令和 2 年 5 月 13 日)</p> <p>山形県総合文化芸術館を建設し、令和 2 年 5 月 13 日に開館した。</p>

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### (3) 指摘事項及び意見

- ① 基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻しについて

基金の適正規模とは、基金を充当する事業に係る計画に必要な額であると考える。令和元年度末時点の基金残高 60 億円は、(1)⑥の「基金残高及び内訳の推移」から検討すると、造成当初から昭和 59 年度までに積み立てた約 60 億円から同年度の国体用地取得額 29 億円を差し引いた 31 億円と、平成 2 年度から 28 年度までに積み立てられた 97 億円から平成 28 年度の山形駅西口拠点施設用地取得額約 67 億円を差し引

いた 26 億円が主な残高要因と推察される。

現在は、国土交通省が主体となって行う国道用地の取得のみを基金充当事業として実施しており、令和元年度末残高 60 億円は事業の実施見込額に比して過大ではないかと考える。県は、当該事業に係る今後の計画に基づき基金の必要額を算出し、これを上回る部分については一般会計への繰戻しを検討すべきと考える。【意見】

なお、(1)⑦国道用地先行取得事業のスキームに基づき、基金必要額を試算した結果は次のとおりであり、年間先行取得額が 10 億円以上とならないと仮定した場合、必要額は 35 億円である。

		(単位：億円)						
先行取得額		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	7 年次
再取得額	1 年次分		2.5	2.5	2.5	2.5		
	2 年次分			2.5	2.5	2.5	2.5	
	3 年次分				2.5	2.5	2.5	2.5
	4 年次分					2.5	2.5	2.5
	5 年次分						2.5	2.5
	6 年次分							2.5
	計	0	2.5	5	7.5	10	10	10
基金必要最低残高		▲ 10	▲ 7.5	▲ 5	▲ 2.5	0	0	0
翌年度先行取得必要額		▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10
基金必要残高		▲ 20	▲ 27.5	▲ 32.5	▲ 35	▲ 35	▲ 35	▲ 35

(前提)

平成30年度から令和元年度までの先行取得額の実績及び令和2年度から令和6年度までの先行取得見込み額のうち最大値は、平成30年度の998百万円であったことから、毎年度の先行取得額を10億円とする。